
報告書案を御議論いただくに当たっての 参考資料集

太陽光発電事業等の環境影響評価に関する検討会（第5回）

※第4回からP13、P35、P43、P58を更新

令和8年6月1日（月）

環境省 大臣官房 環境影響評価課

経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ 電力安全課

- **報告書案を御議論いただくに当たって**
 - ① **太陽光発電事業の第一種事業規模について**..... P3
 - ② **太陽光発電事業のスクリーニング基準について**.... P17
 - ③ **風力発電事業のスクリーニング基準について**..... P30

- **その他関連資料**
 - **本検討会設置の経緯**..... P37
 - **太陽光発電事業に係る環境影響評価の経緯**..... P41
 - **風力発電事業に係る環境影響評価の経緯**..... P56
 - **環境影響評価法関連基礎資料**..... P65

報告書案を御議論いただくに当たって

① 太陽光発電事業の第一種事業規模について

環境影響評価法の目的（対象となる事業）

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価について国等の責務を明らかにするとともに、**規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定め**、その手続等によって行われた環境影響評価の結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他のその事業の内容に関する決定に反映させるための措置をとること等により、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

中央環境審議会答申（平成9年2月）

今後の環境影響評価制度の在り方について（答申）（平成9年2月 中央環境審議会）（抜粋）

Ⅱ. 今後の環境影響評価制度の在り方

3. 対象事業

（1）対象事業の範囲

イ. 対象事業の選定に当たっては、地方公共団体においても地域の環境保全の観点から環境影響評価が実施されていることに鑑み、国の制度においては、国の立場からみて一定の水準が確保された環境影響評価を実施することにより環境保全上の配慮をする必要がある、かつ、そのような配慮を国として確保できる事業を対象とすることが適当である。このような観点から、新たな制度においては、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれがあり、かつ、国が実施し、又は許認可等を行う事業を対象事業に選定することが適当である。なお、今後、事業に係る規制緩和が行われる場合や、地方分権の推進によって、事業の実施や許認可等に係る国と地方との役割分担が見直される場合には、その時点で、本制度の対象事業の在り方についても再度検討が行われることが適当である。

10. 国と地方公共団体の関係

（1）国の制度と地方公共団体の制度の調整

国の制度においては、国の立場からみて一定の水準が確保された環境影響評価を実施することにより環境保全上の配慮をする必要がある、かつ、そのような配慮を国として確保できる事業を対象とすることとし、国の制度の対象事業については、国の手続と地方公共団体の手続の重複を避けるため、国の制度による手続のみを適用することが適当である。ただし、スコーピング段階、準備書段階などにおいて地方公共団体の意見を聴取することにより、地域の自然的社会的特性に応じた環境影響評価が実施されるよう、制度の運用面における配慮を行うことが適切である。

（2）国の制度における地方公共団体の役割

国の制度において、地方公共団体は、地域の環境保全に関する事務を所掌し、地域の環境について広範な情報を保有する立場から、関連情報を提供し、準備書等に意見を述べるとともに、住民への周知手段を有し、その利用の便宜を図り得る立場から、事業者等が行う準備書等の周知に協力することが期待される。

環境影響評価法の対象事業と規模要件

事業種	第1種事業（環境アセスメントを必ず実施）	第2種事業（環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断）
1 道路 高速自動車国道 首都高速道路など 一般国道 林道	全て 4車線以上のもの 4車線以上・10km以上 幅員6.5m以上・20km以上	－ － 4車線以上・7.5km以上 10km未満 幅員6.5m以上・15km以上 20km未満
2 河川 ダム、堰 放水路、湖沼開発	湛水面積100ha以上 土地改変面積100ha以上	湛水面積75ha以上 100ha未満 土地改変面積75ha以上 100ha未満
3 鉄道 新幹線鉄道 鉄道、軌道	全て 長さ10km以上	－ 長さ7.5km以上 10km未満
4 飛行場	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m以上 2,500m未満
5 発電所 水力発電 火力発電 地熱発電 原子力発電 太陽電池発電 風力発電	出力3万kW以上 出力15万kW以上 出力1万kW以上 全て 出力4万kW以上 出力5万kW以上	出力2.25万kW以上 3万kW未満 出力11.25万kW以上 15万kW未満 出力7,500kW以上 1万kW未満 － 出力3万kW以上 4万kW未満 出力3.75万kW以上 5万kW未満
6 廃棄物最終処分場	面積30ha以上	面積25ha以上 30ha未満
7 埋立て・干拓	面積50ha超	面積40ha以上 50ha以下
8 土地区画整理事業	面積100ha以上	面積75ha以上 100ha未満
9 新住宅市街地開発事業	面積100ha以上	面積75ha以上 100ha未満
10 工業団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha以上 100ha未満
11 新都市基盤整備事業	面積100ha以上	面積75ha以上 100ha未満
12 流通業務団地造成事業	面積100ha以上	面積75ha以上 100ha未満
13 宅地の造成の事業（※1）	面積100ha以上	面積75ha以上 100ha未満
○港湾計画（※2）	埋立・掘込み面積の合計300ha以上	

（※1）「宅地」には、住宅地以外にも工場用地なども含まれる。

（※2）港湾計画については、特例手続を実施することとなる。

「規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業」の考え方

- 環境影響評価法は「**規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業**」を対象としている。
- 法対象事業については、**事業の規模と環境影響の程度との間に、正の相関関係があることが一般的**であると整理されている。

＜法対象事業における「規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業」の考え方＞

- 法対象事業の「規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業」の考え方は、いわゆる面的事業、線的事業、点的事業に区分し、土地の形状の変更等による事業の規模や、環境負荷の発生・排出の度合いに着目して設定されている。
- 土地区画整理事業、工業団地造成事業等のいわゆる面的事業は、面積100haを第1種事業のメルクマールとして設定している。
- 面的事業のうち、埋立て・干拓事業は、水面の改変による自然環境への影響に加えて、潮流の変化・停滞による水質・海岸浸食等への影響が伴う事業であること等を勘案し、基本要件100haより小さい50haの規模を超えるものを第1種事業としている。
- また、面的事業である廃棄物最終処分場事業は、建設に伴う土地の改変のみならず、最終処分に伴う悪臭の発生、汚水の漏出、メタン等の漏出などの環境影響、廃棄物運搬車の出入りに伴う騒音・振動等の環境影響が伴う事業であり、30ha以上のものを第1種事業としている。
- 道路・鉄道のいわゆる線的事業は、一般的に見込まれる影響範囲として両側それぞれ50mを想定し、これが100haに相当する長さ10kmを要件としている。
- 風力発電所は設備を列状に配置することが多いことから、道路や鉄道と同様に線的事業とみなし、列状に配置された各発電設備の中心を結んだ線から両側へそれぞれ50mの範囲の面積を想定し、風力発電設備がタワー上でローターが回転するという構造であり、高さ方向の空間利用が大きいという事業特性も踏まえて、100haより厳しい50ha相当の出力規模を設定している。
- その他火力発電所等のいわゆる点的事業は、面的規模ではなく環境負荷の発生・排出量等に着目し、施設的能力を基準として設定している。

太陽光発電事業の現行の規模要件の考え方

太陽光発電事業に係る環境影響評価の在り方について(答申)(2019年4月 中央環境審議会)(抜粋)

II 太陽光発電事業に係る環境影響評価の在り方

2. 太陽光発電事業に関する規模要件等について

(2) 規模要件の水準について

我が国の環境影響評価制度においては、法と環境影響評価条例とが一体となってより環境の保全に配慮した事業の実施を確保しており、法は第1条で、「規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業」について環境影響評価を行うものと定めている。規模要件の水準については、これを踏まえて設定する必要がある。そして、環境影響評価条例における第一種事業相当の規模要件については、50ha以上としている地方公共団体が最も多い。

また、太陽光発電事業において、特に環境影響が大きいのは土地の面的な改変による影響であるが、法における土地区画整理事業などの面整備事業の規模要件をみると、施行区域の面積が100ha以上を第一種事業、また、その75%に相当する75ha以上を第二種事業とすることを基本としている。

規模要件となる太陽光発電事業の総出力の水準を検討するに当たって、事業区域面積100ha相当の事業における平均的な出力(交流)を一つの目安として、要件としての総出力を試算すると、現時点における事業区域面積100ha当たりの出力(交流)は32~37MW程度であるが、今後の技術革新により、発電効率が向上することが想定される。

これらを踏まえると、当面、規模要件の水準は、系統接続段階の発電出力ベース(交流)において40MW(4万kW)以上を第一種事業、30MW(3万kW)以上40MW(4万kW)未満を第二種事業とすることが適当である。

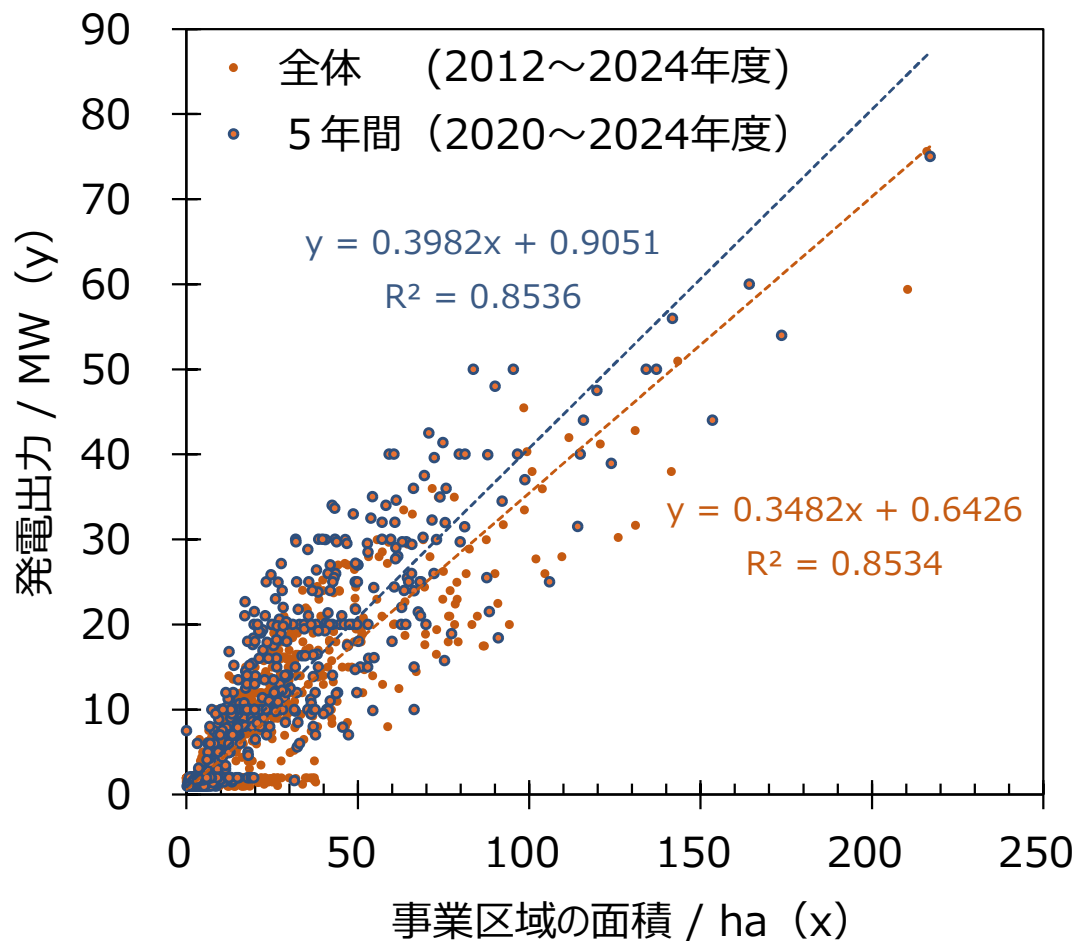
ただし、太陽光発電事業特有の環境影響に関するデータが不足していること、面積と出力の関係についても蓄電池の併設が進むなど抜本的な状況の変化が生じる可能性があることから、制度運用状況も踏まえて5年程度で規模要件の見直しの検討を行うことが適当である。

太陽光発電における事業区域の面積と発電出力の関係

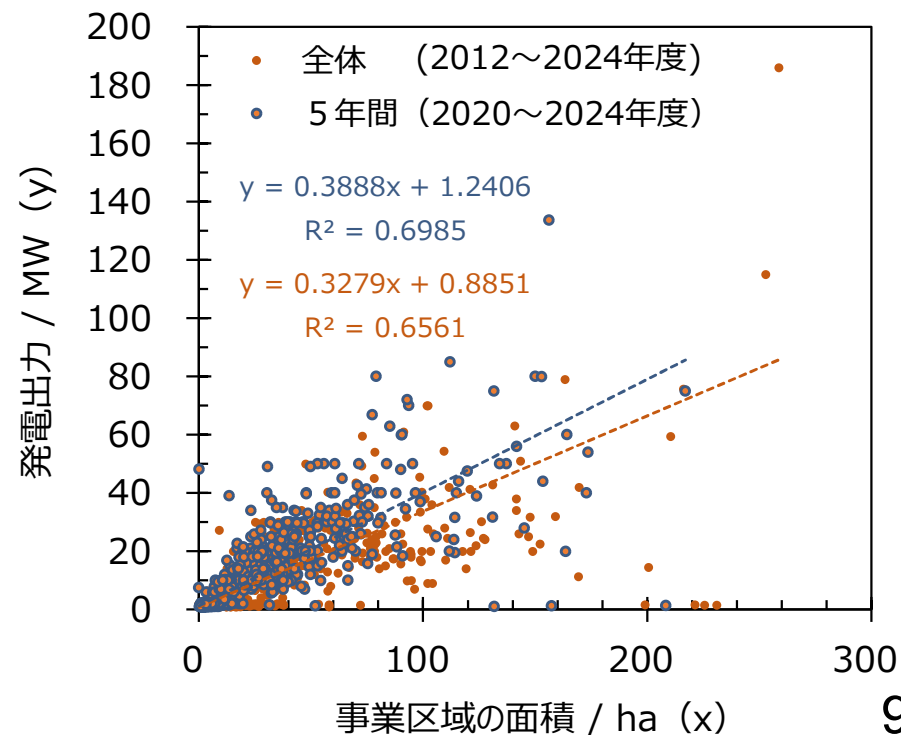
- 運転開始した太陽光発電施設についてFIT・FIP制度における最新の資源エネルギー庁データ※1を用いて試算※2すると、**100ha相当の発電出力規模（発電設備の出力）は35.5MW。**
- 直近の5年間（2020～2024年度）に運転開始した施設に限定して試算※2すると、**40.7MW。**

※1 FIT・FIP認定事業における事業区域の面積・発電出力のデータ（2025年11月時点）

※2 300ha以上又は200MW以上の値を除外し、その上で、3σ法で外れ値を除外した後に、回帰分析



【参考】3σ法で外れ値を除外せず、回帰分析した場合の結果
(100ha相当の発電出力規模（発電設備の出力）：33.7MW
(直近の5年間（2020～2024年度）に限定した場合：40.1MW))



環境紛争を生じている太陽光発電事業の分析（規模）

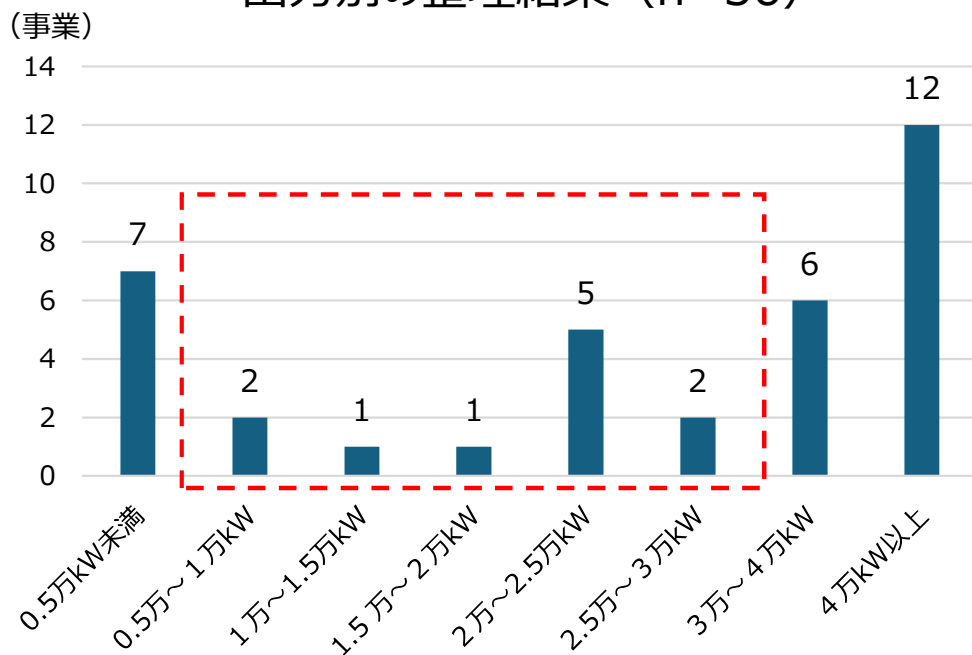
- 畦地ら（2014）を参考に、2020年4月1日～2025年11月27日までの新聞報道を分析したところ、環境紛争を生じている太陽光発電事業として40事業が抽出された。このうち、出力及び敷地面積を公表情報から特定できた36事業について以下のとおりグラフを作成した。

※畦地ら（2014）を参考に、新聞記事（全国紙4紙及び地方紙45紙）を対象に「メガソーラー AND 反対」で検索したところ、751件が該当した。反対する組織が存在し、反対の働きかけが記事に明記されているものを対象として整理した結果、40事業を抽出。

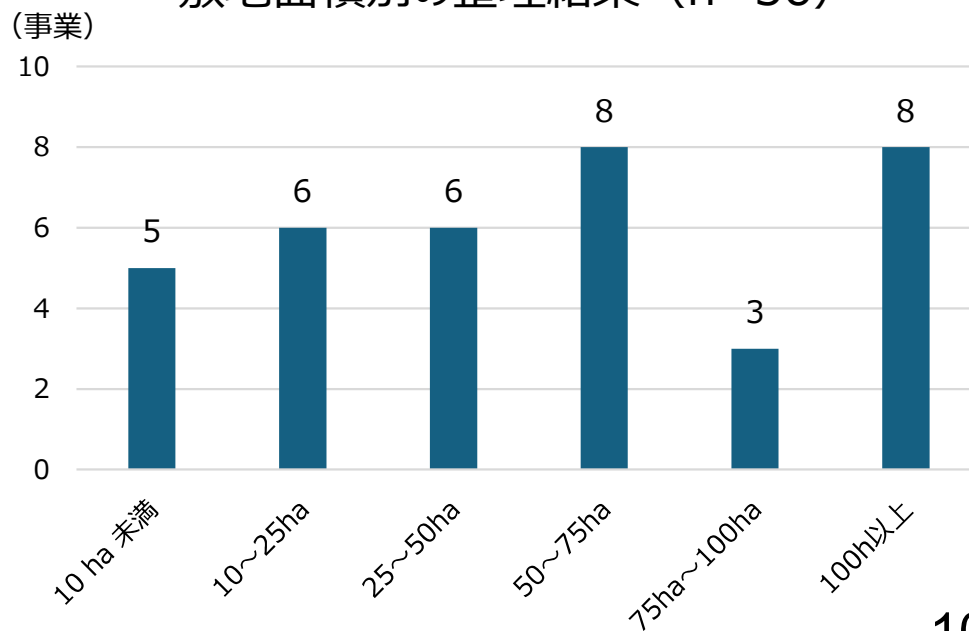
- 出力別で見ると、現行の法アセスの対象である第一種事業4万kW、第二種事業3万kWを下回る事業においても問題が発生している。
- 敷地面積別で見ると、面積の大小にかかわらず問題が発生している。

（参考文献）畦地 啓太、堀 周太郎、錦澤 滋雄、村山 武彦（2014）、エネルギー・資源学会論文誌、35(2)、pp. 11-22

出力別の整理結果（n=36）



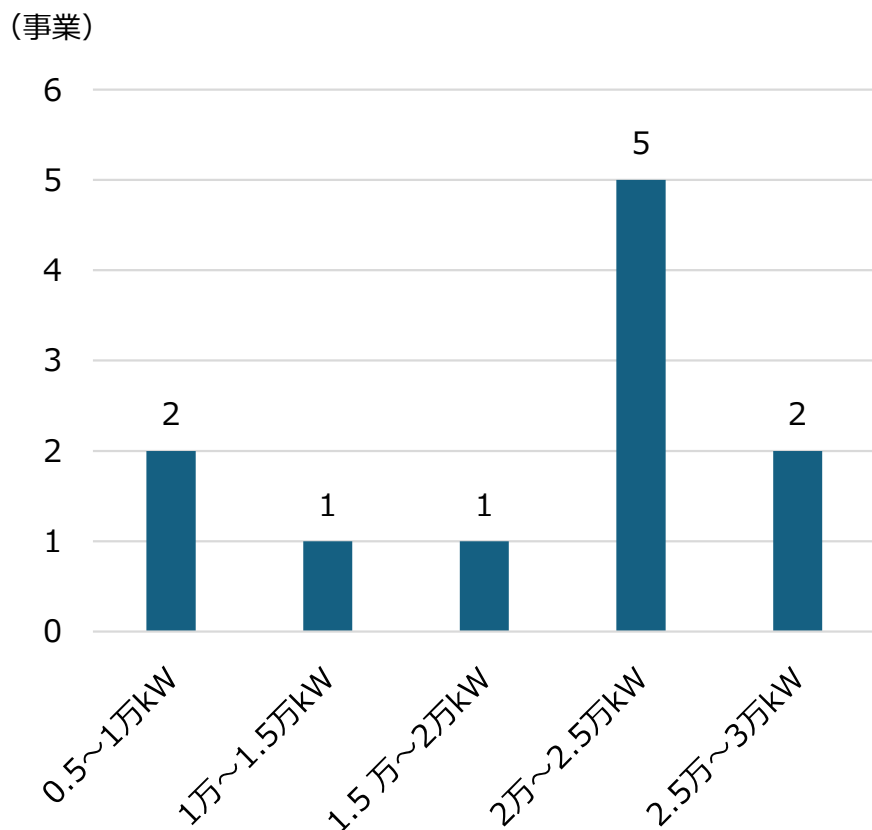
敷地面積別の整理結果（n=36）



環境紛争を生じている太陽光発電事業の分析（紛争理由の分布）

■ 環境紛争を生じている太陽光発電事業のうち0.5万kW以上 3万kW未満の11事業の紛争の要因を見ると、土砂災害等への懸念が多く、次いで自然環境、景観、生活環境、水資源への懸念等が挙げられた。

0.5万kW以上 3万kW未満の事業の出力別の整理結果（n=11）



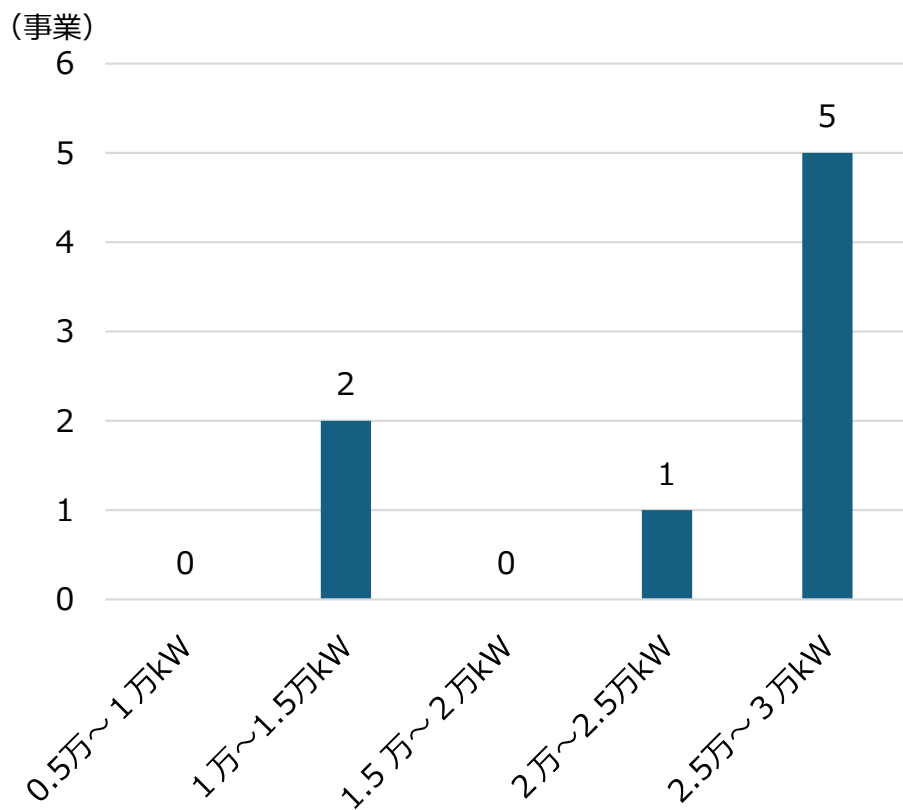
0.5万kW以上 3万kW未満の事業の紛争の要因の整理結果（n=11）

	規模 (kw)	土砂災害・水害への懸念等	自然環境への懸念等	景観への懸念等	生活環境への懸念等	水資源への懸念等
①	29,400	○	○			○
②	29,000	○				
③	24,000	○			○	○
④	23,000	○		○		
⑤	20,000	○				
⑥	20,000	○			○	
⑦	20,000	○		○		
⑧	17,280	○				
⑨	10,000		○			
⑩	8,000	○		○		
⑪	7,300	○	○		○	

太陽光発電事業に対する厳しい知事又は市長意見の発出状況

- 各地方公共団体のウェブサイトで公開されている、3万kW未満の事業に対する知事意見及び市長意見のうち、「事業実施区域の縮小」、「発電設備等の配置見直し又は規模の縮小」、「追加調査の実施」又は「事業の取り止め」を求めたものから整理した。

0.5万kW以上 3万kW未満の事業の出力別の整理結果 (n=8)



0.5万kW以上 3万kW未満の事業の環境影響の項目の整理結果 (n=8)

	規模 (kw)	土砂災害・水害への懸念等	自然環境への懸念等	景観への懸念等	生活環境への懸念等	水資源への懸念等
①	29,970		○			
②	29,960		○			○
③	29,900	○				
④	29,400		○			
⑤	26,000		○			○
⑥	20,300		○			
⑦	11,000		○	○	○	○
⑧	10,500		○			

工事計画届出状況（太陽光発電事業）

更新

太陽電池発電所に係る電気事業法上の工事計画の届出状況（年度ごとの届出件数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
4万kW以上	10	5	7	2	0	1
3.5万kW以上4万kW未満	2	1	0	0	1	0
3万kW以上3.5万kW未満	3	0	0	0	0	0
2.5万kW以上3万kW未満	9	5	9	6	0	4
2万kW以上2.5万kW未満	16	7	7	5	0	1
1.5万kW以上2万kW未満	20	7	6	4	3	2
1万kW以上1.5万kW未満	21	11	13	10	4	6
0.2万kW以上1万kW未満	34	20	39	26	25	19
合計	115	56	81	53	33	33

※ 濃い水色は現行の第1種、薄い水色は現行の第2種

太陽光発電 FIT・FIP認定/導入容量

<事業用太陽光発電の認定量：2025年3月末時点>

単位：MW（件）

（注）オレンジハイライトは入札対象区分。

	10-50kW	50-100kW	100-250kW	250-500kW	500-750kW	750-1,000kW	1,000-2,000kW	2,000kW-	10kW-全体合計
2012年度	2,182 (91,669)	46 (559)	388 (2,438)	673 (1,894)	542 (960)	969 (1,073)	3,406 (2,164)	6,188 (363)	14,394 (101,120)
2013年度	5,852 (200,093)	26 (304)	363 (2,136)	985 (2,815)	814 (1,474)	907 (1,053)	5,000 (3,312)	8,421 (452)	22,367 (211,639)
2014年度	2,998 (125,700)	16 (180)	270 (1,630)	562 (1,620)	367 (661)	316 (373)	1,504 (1,003)	2,919 (167)	8,953 (131,334)
2015年度	1,293 (51,273)	4 (45)	87 (520)	216 (629)	139 (245)	98 (116)	428 (288)	308 (21)	2,572 (53,137)
2016年度	1,658 (58,006)	2 (27)	97 (560)	304 (865)	162 (282)	154 (185)	462 (326)	988 (48)	3,828 (60,299)
2017年度	580 (23,968)	2 (19)	57 (326)	210 (573)	82 (138)	104 (124)	301 (207)	32 (3)	1,367 (25,358)
2018年度	2,580 (73,777)	4 (45)	116 (637)	443 (1,199)	196 (321)	214 (254)	718 (484)	196 (6)	4,468 (76,723)
2019年度	1,304 (36,467)	1 (16)	49 (271)	385 (924)	1 (2)	15 (17)	73 (42)	105 (4)	1,935 (37,743)
2020年度	54 (1,868)	4 (51)	183 (843)	37 (81)	12 (19)	41 (47)	97 (59)	135 (7)	563 (2,975)
2021年度	176 (4,358)	3 (35)	243 (1,121)	53 (123)	47 (79)	65 (75)	229 (146)	118 (6)	934 (5,943)
2022年度	76 (2,406)	3 (37)	171 (784)	16 (39)	13 (23)	39 (44)	39 (25)	130 (4)	486 (3,362)
2023年度	46 (1,539)	3 (41)	71 (353)	66 (164)	12 (21)	28 (32)	104 (67)	185 (6)	515 (2,223)
2024年度	13 (530)	3 (41)	35 (212)	10 (28)	9 (15)	15 (17)	72 (45)	30 (3)	186 (891)
	18,812 (671,654)	117 (1,400)	2,131 (11,831)	3,959 (10,954)	2,398 (4,240)	2,965 (3,410)	12,433 (8,168)	19,755 (1,090)	62,569 (712,747)

<事業用太陽光発電導入量：2025年3月末時点>

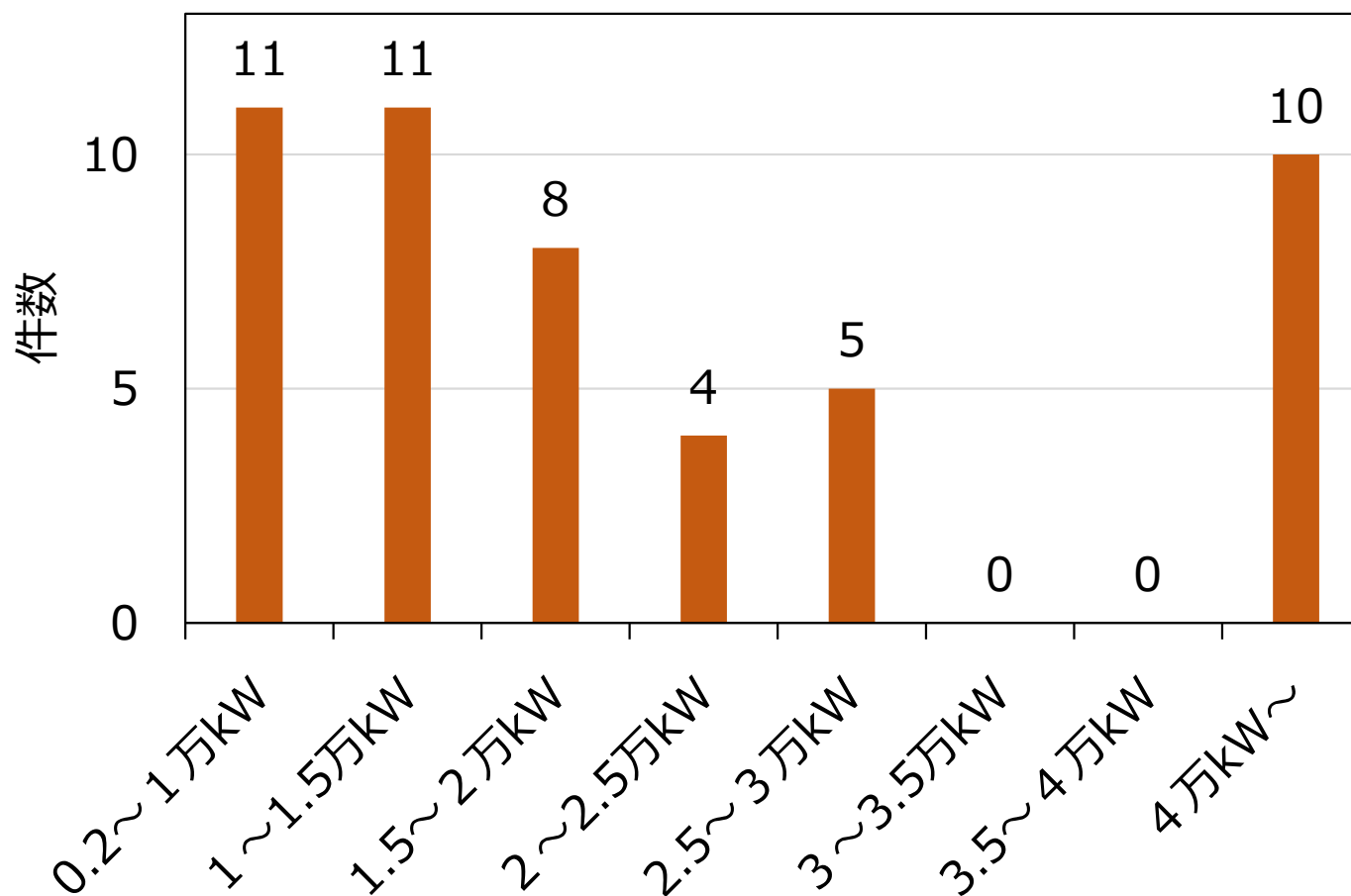
単位：MW（件）

	10-50kW	50-100kW	100-250kW	250-500kW	500-750kW	750-1,000kW	1,000-2,000kW	2,000kW-	10kW-全体合計
2012年度	2,413 (116,418)	45 (536)	380 (2,405)	560 (1,606)	403 (716)	641 (708)	1,782 (1,153)	539 (55)	6,763 (123,597)
2013年度	3,577 (146,396)	23 (270)	261 (1,554)	562 (1,644)	462 (843)	543 (625)	1,936 (1,299)	1,000 (85)	8,365 (152,716)
2014年度	2,921 (109,785)	13 (150)	238 (1,426)	561 (1,617)	430 (778)	439 (513)	2,291 (1,547)	1,255 (91)	8,148 (115,907)
2015年度	1,935 (68,848)	8 (91)	142 (840)	356 (1,015)	266 (478)	250 (292)	1,342 (898)	1,145 (87)	5,443 (72,560)
2016年度	1,491 (50,565)	4 (43)	96 (567)	295 (848)	182 (323)	185 (215)	1,049 (680)	1,443 (96)	4,745 (53,337)
2017年度	1,522 (52,441)	4 (44)	83 (473)	267 (742)	143 (247)	162 (189)	882 (573)	1,842 (100)	4,905 (54,809)
2018年度	1,530 (46,909)	3 (29)	77 (430)	288 (780)	139 (233)	164 (192)	742 (481)	1,937 (104)	4,878 (49,158)
2019年度	1,272 (31,029)	2 (25)	71 (393)	317 (832)	121 (203)	156 (183)	791 (510)	2,271 (129)	5,001 (33,304)
2020年度	837 (18,919)	4 (47)	84 (428)	219 (564)	80 (133)	100 (117)	445 (290)	1,962 (98)	3,731 (20,596)
2021年度	526 (12,074)	3 (45)	117 (589)	188 (472)	49 (81)	96 (113)	372 (234)	2,194 (93)	3,546 (13,701)
2022年度	279 (6,690)	3 (36)	94 (464)	112 (273)	40 (67)	67 (77)	260 (164)	1,253 (48)	2,107 (7,819)
2023年度	136 (3,344)	3 (40)	91 (444)	86 (212)	28 (45)	54 (62)	215 (139)	1,023 (41)	1,635 (4,327)
	18,439 (663,418)	114 (1,356)	1,733 (10,013)	3,811 (10,605)	2,343 (4,147)	2,856 (3,286)	12,107 (7,968)	17,865 (1,027)	59,268 (701,820)

FIT・FIP認定済・未導入案件の出力分布

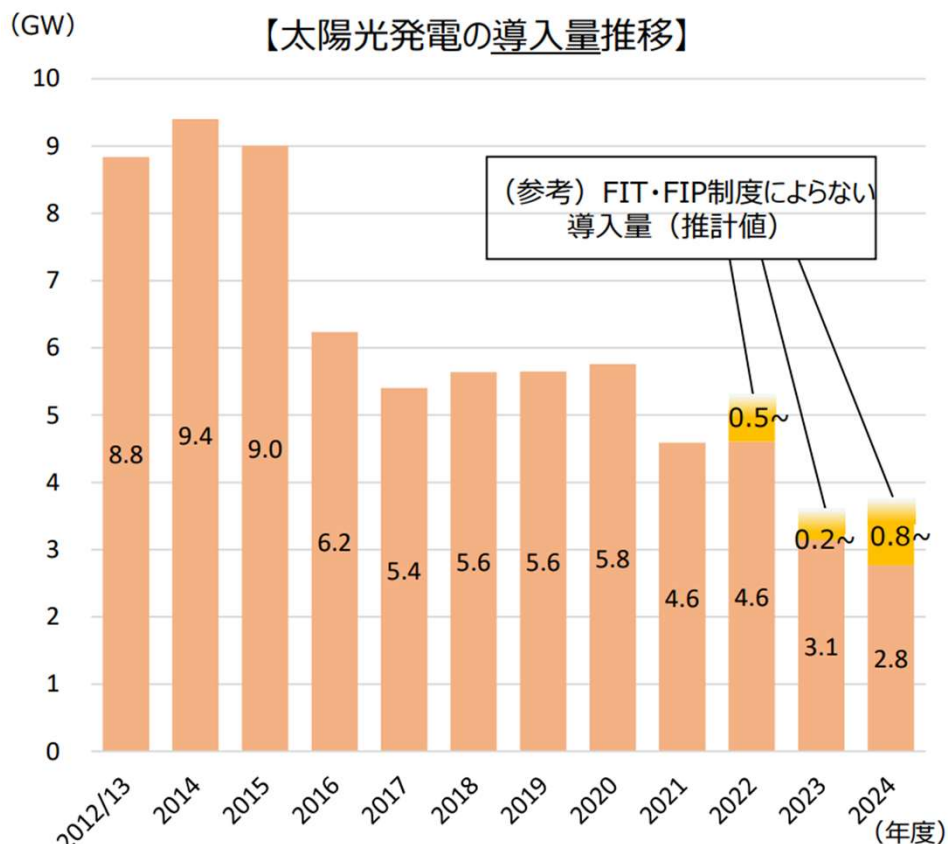
- FIT・FIP制度の「事業計画認定情報 公表用ウェブサイト 2026年1月31日時点（※）」から、「運転開始報告年月」が未記載の事業の発電出力の分布を確認したところ、3万kW～4万kW以外には複数の認定事業が確認された。

※ 当該ウェブサイトでは、資源エネルギー庁が当該日時点において確認できている情報を元に認定状態を表示しており、仮に、例えば実際には失効期限を超過している認定計画であっても、本ウェブサイトに記載されている場合は、失効済であることが確認でき次第、事業計画認定情報が削除されることとなっている。

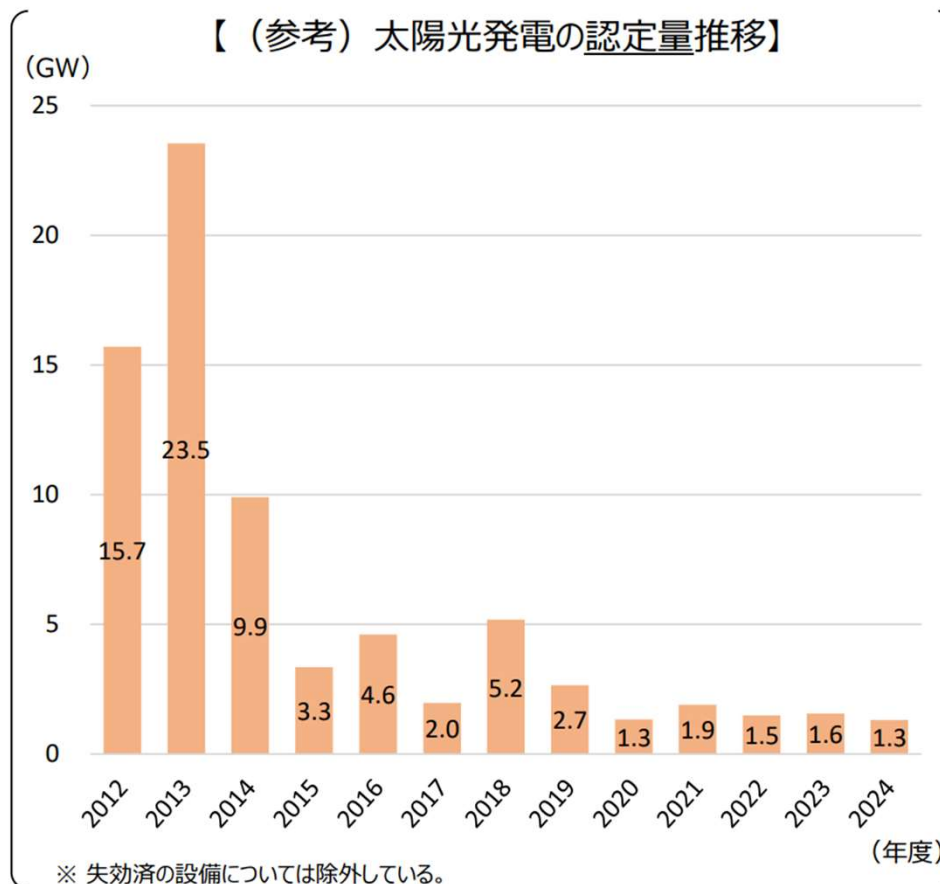


太陽光発電の導入量の経年推移

- 一般送配電事業者の系統接続済容量等を踏まえて推計したFIT/FIP制度によらない導入量を含めると、太陽光発電は、直近数年間では、概ね3.5～5 GW/年程度の追加導入が見られる。
- また、2024年度からは、省エネ法の定期報告において、太陽光等の再エネの自家消費量の報告を求めており、エネルギー多消費事業者における再エネ自家消費量の捕捉が可能となっている2024年度の報告によると、2023年度の再エネの自家消費量は、約14億kWh・約2GW（約2,500件）。



※ 2024年度末時点におけるFIT/FIP認定量及び導入量は速報値。
 ※ 入札制度における落札案件は落札年度の認定量として計上。



※ 失効済の設備については除外している。

報告書案を御議論いただくに当たって

② 太陽光発電事業のスクリーニング基準について

現行スクリーニング基準概要

- 発電所アセス省令第16条第1項第1号～第28号において、発電所に係る第2種事業の判定基準を定めている。
- このうち、太陽電池発電所・風力発電所に係る主な判定基準を以下に抜粋。

省令	
第3号	次のイからこまでに掲げる種類の発電所を設置する場所の周囲一キロメートルの範囲内に、工事期間が重なる一以上の当該発電所と同一種類の発電所の設置により、総体としての発電出力が第一種事業規模に該当することとなること又は第五号から第二十八号までに掲げる要件のいずれかに該当することとなること。 イ・ロ 略 ハ 太陽電池発電所 ニ 風力発電所
第7号	学校、保育所又は病院若しくは診療所（以下「学校等」）が火力発電所、太陽電池発電所又は風力発電所を設置する場所の周囲一キロメートルの範囲内に存在する場合であって、発電所から発生する騒音の学校等における予測値が、騒音に係る環境基準の地域の類型 A Aの夜間の値を超えること。
第8号	学校等が発電所の設置又は変更の工事を行う場所の周囲一キロメートルの範囲内に存在する場合であって、当該工事に伴って発生する騒音の学校等における予測値が、騒音に係る環境基準の地域の類型 A Aの昼間の値を超えること。
第10号	都市計画法第九条第一項から第七項までに定める地域が火力発電所、太陽電池発電所又は風力発電所を設置する場所の周囲一キロメートルの範囲内に存在する場合であって、発電所から発生する騒音の当該地域における予測値が、騒音に係る環境基準の地域の類型 A の夜間の値を超えること。
第11号	都市計画法第九条第一項から第七項までに定める地域が発電所の設置又は変更の工事を行う場所の周囲一キロメートルの範囲内に存在する場合であって、当該工事に伴って発生する騒音の当該地域における予測値が、騒音に係る環境基準の地域の類型 A の昼間の値を超えること。
第14号	国又は地方公共団体の調査により確認された人為的な改変をほとんど受けていない自然環境、野生生物の重要な生息地若しくは生育地又は第六条第三号イからこまでに掲げる重要な自然環境が、第二種事業が実施されるべき区域の周囲一キロメートルの範囲内に存在すること。
第17号	幹線道路の沿道の整備に関する法律第五条第一項の規定により指定された沿道整備道路が第二種事業が実施されるべき区域の周囲十キロメートルの範囲内に存在する場合であって、第二種事業の実施に伴い発生する自動車当該沿道整備道路を通過することにより当該沿道整備道路に面する地域に道路交通騒音に係る相当程度の影響を及ぼすおそれがあること。
第21号	水産資源保護法第十七条に規定する保護水面の区域が第二種事業が実施されるべき区域又はその周囲に存在する場合であって、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 イ しゅんせつ又は埋立を当該区域で行うこと。ロ 略
第22号	第二種事業が実施されるべき区域の周囲一キロメートルの範囲内に次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、当該事業の内容が当該地域又は対象の法令等による指定の目的に応じ特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の影響を及ぼすおそれがあること。 イ 自然公園法第五条第一項の規定により指定された国立公園、同法第二項の規定により指定された国定公園又は同法第七十二条の規定により指定された都道府県立自然公園の区域 ロ 自然環境保全法第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第二十二条第一項の規定により指定された自然環境保全地域又は同法第四十五条第一項の規定により指定された都道府県自然環境保全地域 ハ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2の規定により作成された世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域 ニ 首都圏近郊緑地保全法第三条第一項の規定により指定された近郊緑地保全区域 ホ 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第五条第一項の規定により指定された近郊緑地保全区域 ヘ 都市緑地法第五条の規定により指定された緑地保全地域又は同法第十二条第一項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域 ト 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十六条第一項の規定により指定された生息地等保護区の区域 チ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項の規定により指定された鳥獣保護区の区域 リ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条1の規定により指定された湿地の区域 ヌ 文化財保護法第九十九条第一項の規定により指定された名勝（庭園、公園、橋梁及び築堤にあっては、周囲の自然的環境と一体をなしているものに限る。）又は天然記念物（標本及び動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種の個体を除く。） ル 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第四条第一項の規定により指定された歴史的風土保全区域 ヲ 都市計画法第八条第一項第七号の規定により指定された風致地区の区域 ヰ 地方公共団体の条例等に基づき環境の保全を目的として又は環境の保全に資するものとして指定された地域その他の対象
第24号	火力発電所、太陽電池発電所又は風力発電所を設置する場所の周囲一キロメートルの範囲内に騒音の測定点において騒音に係る環境基準が確保されていない地点が存在する場合であって、発電所から発生する騒音の当該騒音の測定点における予測値が当該騒音の測定点の測定値を超えるレベルにあること。
第25号	発電所の設置又は変更の工事を行う場所の周囲一キロメートルの範囲内に騒音の測定点において騒音に係る環境基準が確保されていない地点が存在する場合であって、当該工事に伴って発生する騒音の当該騒音の測定点における予測値が当該騒音の測定点の測定値を超えるレベルにあること。
第26号	騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令に規定する限度を超えている地域に面する道路又は騒音の測定点において騒音に係る環境基準が確保されていない地域に面する道路が第二種事業を実施されるべき区域の周囲十キロメートルの範囲内に存在する場合であって、当該道路を通過する自動車による道路交通騒音の予測値より、当該道路を通過する自動車に第二種事業の実施に伴い発生する当該道路を通過する自動車を加えた道路交通騒音の予測値が、0.1デシベルを超えることとなること。
第27号	振動規制法施行規則第十二条に規定する限度を超えている地域に面する道路が第二種事業を実施されるべき区域の周囲十キロメートルの範囲内に存在する場合であって、当該道路を通過する自動車による道路交通振動の予測値より、当該道路を通過する自動車に第二種事業の実施に伴い発生する当該道路を通過する自動車を加えた道路交通振動の予測値が、0.1デシベルを超えることとなること。

太陽電池発電所のスクリーニング基準

- 検討会における議論や、全国知事会等からの説明において、太陽電池発電所のスクリーニング基準において十分評価されていない可能性がある項目として挙げられたのは、(1)土地の改変・森林の開発、(2)土地の安定性（傾斜地）、(3)累積的影響、(4)景観・反射光などである。
- これらに関する制度の現状は、以下のとおり。

(1) 土地の改変・森林の開発

発電所アセス省令第16条第14号において、森林の一部をスクリーニング基準で確認することとしている。（※次頁（P20）補足参照）

具体的には、自然林であって人為的な改変をほとんど受けていないもの、二次林、人工林であって減少又は劣化しつつあるもの、水源涵養林、防風林であって地域において重要な機能を有するもの等が、事業実施区域の周囲一キロメートルの範囲内に存在する場合は環境影響評価の対象となっている。

(2) 土地の安定性（傾斜地）

スクリーニング段階では詳細検討（設置場所等）ができていないため、対象となっていない。

(3) 累積的影響

発電所アセス省令第16条第3号において、複数事業の工事期間が重なった場合において、複数事業の発電出力に判定対象事業の出力を合計し、第1種事業の要件規模に該当する場合、判定対象事業はアセス対象となっている。

【判定基準（発電所アセス省令第16条第3号 抜粋）】

三 次のイからニまでに掲げる種類の発電所を設置する場所の周囲一キロメートルの範囲内に、**工事期間が重なる一以上の当該発電所と同一種類の発電所の設置により、総体としての発電出力が令別表第一の五の項の第二欄に掲げる要件のうち事業の規模に係るもの**（次号において「第一種事業規模」という。）に該当することとなること又は第五号から第二十八号までに掲げる要件のいずれかに該当することとなること。

イ 水力発電所

ロ 火力発電所（地熱を利用するものに限る。）

ハ 太陽電池発電所

ニ 風力発電所

【補足】発電所アセス省令における森林に係るスクリーニング基準

発電所アセス省令第16条第14号（抜粋）

十四 国又は地方公共団体の調査により確認された**人為的な改変をほとんど受けていない自然環境、野生生物の重要な生息地若しくは生育地**又は**第六条第三号イからロまでに掲げる重要な自然環境**が、第二種事業が実施されるべき区域の周囲一キロメートルの範囲内に存在すること。

【発電所アセス省令第六条第三号イ～ロ】

（調査、予測及び評価の手法の選定の基本的考え方）

第六条 第一種事業に係る計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法の選定は、選定事項ごとに当該選定事項の特性及び第一種事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性について客観的かつ科学的に検討を行い、次の各号に掲げる選定事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手法について、構造等に関する複数案及び選定事項ごとに、次条から第十条までに定めるところにより選定して行うものとする。

一・二 略

三 前条第三項第二号八に掲げる環境要素に係る選定事項 まとめて存在し、かつ生態系の保全上重要な自然環境であって、次の各号に掲げるものに対する影響の程度を把握する方法

イ **自然林**、湿原、藻場、干潟、さんご群集及び自然海岸等の自然環境であって、**人為的な改変をほとんど受けていないもの又は改変により回復することが困難である脆弱なもの**

ロ 里地及び里山（**二次林**、人工林、農地、ため池及び草原等を含む。）並びに氾濫原に所在する湿地帯及び**河畔林**等の自然環境であって、**減少又は劣化しつつあるもの**

ハ **水源涵養林**、**防風林**、水質浄化機能を有する干潟及び土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地等の自然環境であって、**地域において重要な機能を有するもの**

ニ **都市において現に残存する樹林地その他の緑地**（斜面林、社寺林及び屋敷林等を含む。）並びに水辺地等の自然環境であって、**地域を特徴づける重要なもの**

四～七 略

太陽電池発電所のスクリーニング基準

(4) 景観・反射光

景観に関しては、発電所アセス省令第16条第22号ヌ～ワにおいて、景観の保全を目的とする各法や条例による区域・地域に該当する場合をアセス対象としている。他方、反射光に係るスクリーニングは詳細検討（設置場所等）ができていないため、対象となっていない。

【判定基準（発電所アセス省令第16条第22号 抜粋）】

二十二 第二種事業が実施されるべき区域の周囲一キロメートルの範囲内に次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、当該事業の内容が当該地域又は対象の法令等による指定の目的に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の影響を及ぼすおそれがあること。イ～リ 略

ヌ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により指定された**名勝（庭園、公園、橋梁及び築堤にあっては、周囲の自然的環境と一体をなしているものに限る。）又は天然記念物**（標本及び動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種の個体を除く。）

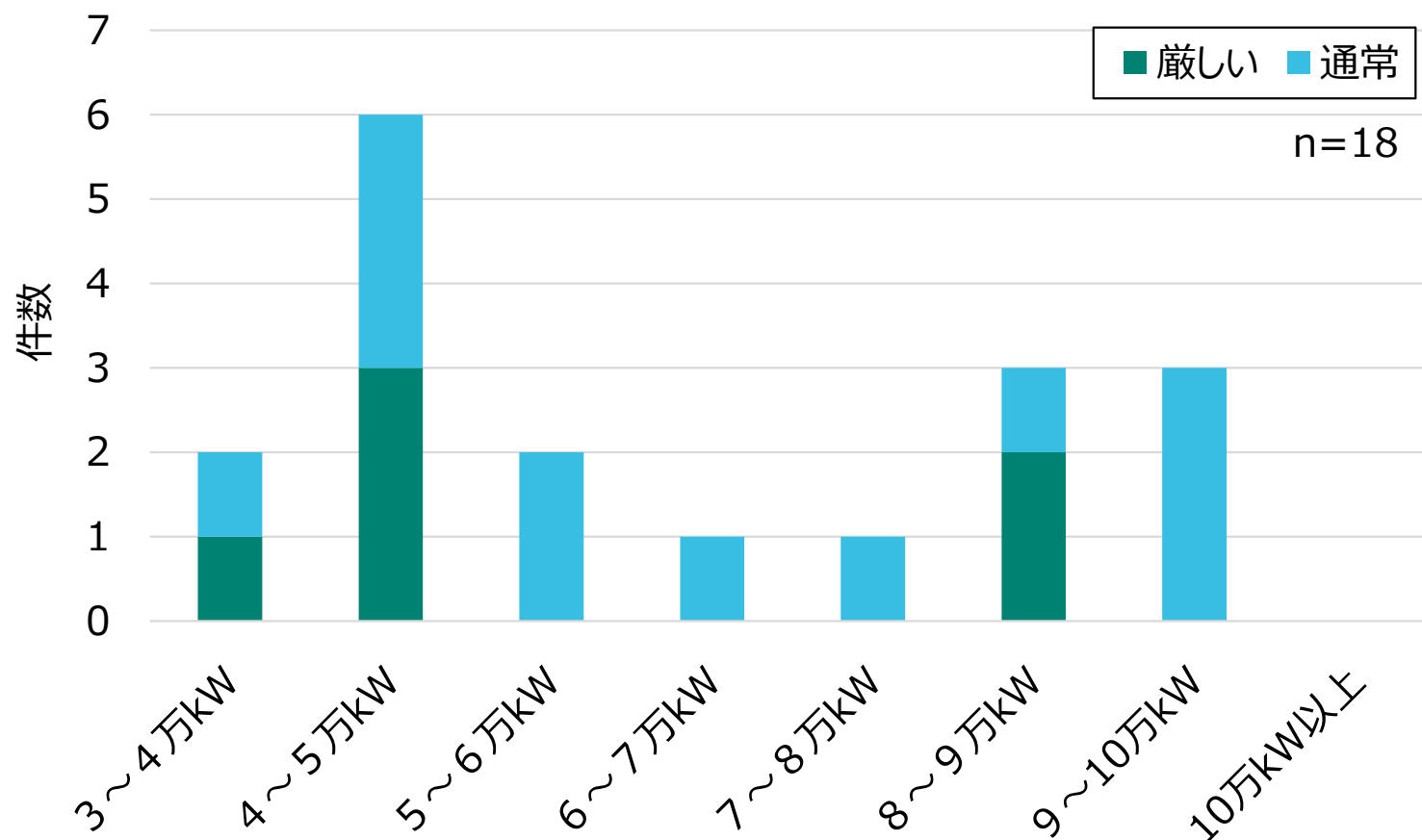
ル 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第四条第一項の規定により指定された**歴史的風土保全区域**

ヲ 都市計画法第八条第一項第七号の規定により指定された**風致地区の区域**

ワ 地方公共団体の条例等に基づき環境の保全を目的として又は環境の保全に資するものとして指定された地域その他の対象

太陽光発電事業に係る厳しい環境大臣意見の発出状況

- 令和7年10月末時点の環境大臣意見発出数は配慮書13件、準備書10件となっており、事業数としては18件※1。
- そのうち、土地の安定性を中心に、環境への影響が大きいおそれがあること等を理由に厳しい環境大臣意見※2を6件の事業に対し発出している状況。



※1 集計期間：令和2年4月～令和7年10月

※2 厳しい大臣意見の基準：事業実施区域の縮小、パネルの配置見直し・削減、追加調査等の実施を求めたもの

太陽光発電事業に係る厳しい環境大臣意見の例

- 太陽光発電事業に対する環境大臣意見においては、環境影響項目として、主に、廃棄物（処分の際のリサイクル）、土地安定（盛土による環境影響）、騒音（工事・パワーコンディショナー）、動物（鳥類、水生生物）、反射光（パネルによる反射）に言及。

準備書に対する厳しい環境大臣意見の例（概要）

■ 工事計画の見直しについて

評価書の作成までに、発電事業として必然性が無かつ環境への負荷が生じると考えられる大量の土砂の搬入を前提とすることなく、**事業が実施される区域内での切土及び盛土による工事計画へ抜本的に見直すこと**。また、見直した計画により、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて必要な環境保全措置を講ずることにより、環境への影響を回避又は極力低減すること。

■ 土地の安定性に対する影響

本事業は、**土地の安定性に係る調査が十分に実施されているとは考え難い**ことから、本事業の実施による土地の安定性に対する影響が懸念される。このため、過去の地形や改変履歴の調査を踏まえた措置の検討、勾配や工法の適正選定、排水設備の設置、締固め等の管理基準値の設定、適切な維持管理体制の整備等の措置を講ずること。

■ 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

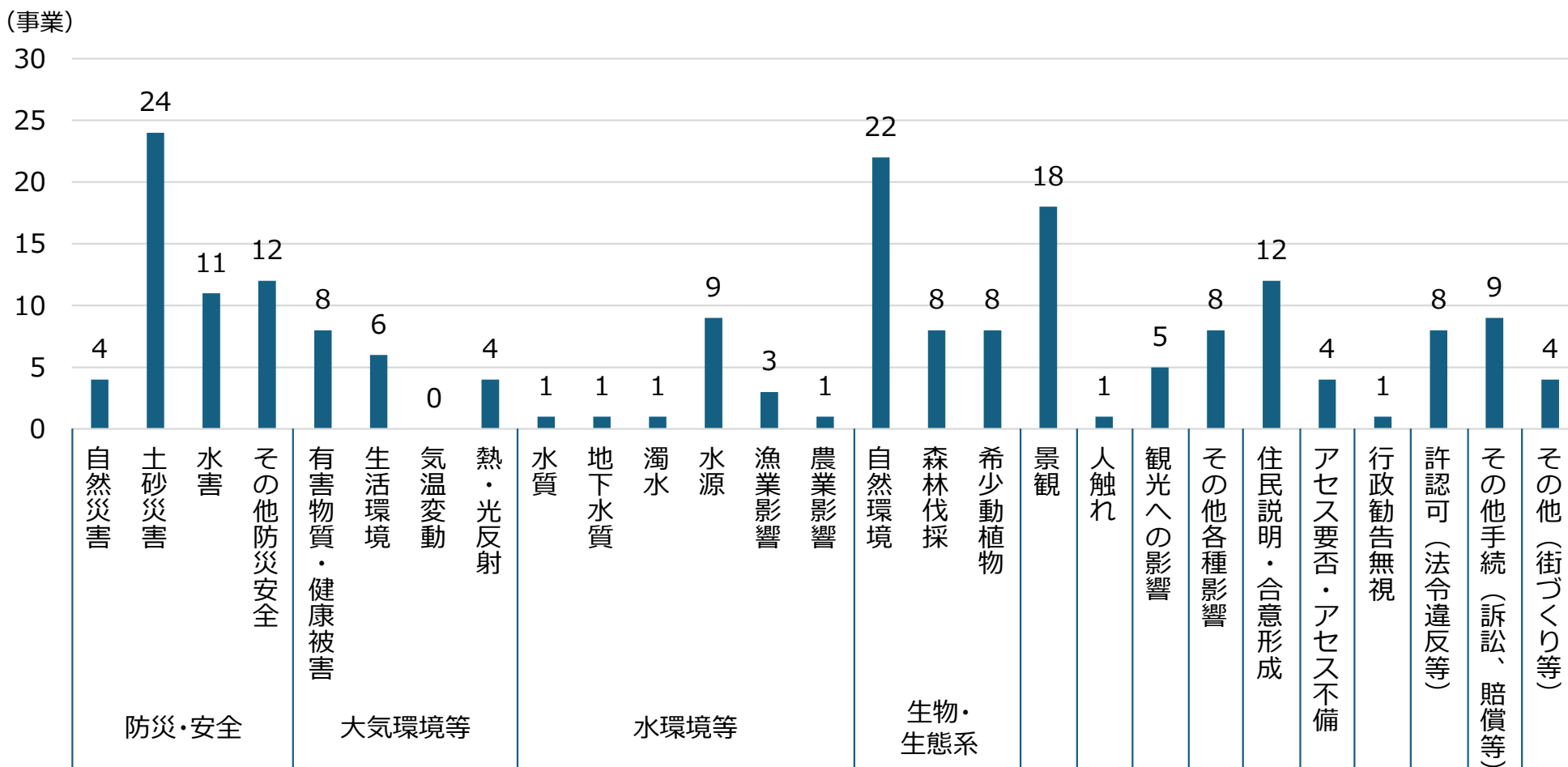
本事業は、工事に伴う走行車両の大幅な増加による生活環境への影響や、大規模な森林の伐採や土地の改変による土地の安定性及び自然環境への影響に関する**地域住民の懸念の声がある**。

（略）**現行計画の抜本的な見直しをした上で、関係機関等と調整を十分に行い、周辺地域の安全及び安心に配慮し、（略）地域住民等に対し、丁寧かつ十分な説明を行うこと。**

環境紛争を生じている太陽光発電事業の分析（紛争の要因）

- 抽出された40事業について、主な紛争の要因を整理した。
- 主な紛争の要因としては、①土砂災害等の自然災害の発生、②自然環境への影響、③景観への影響といったものが挙げられる。

紛争の要因の整理結果（n=40）



環境紛争を生じている太陽光発電事業の分析（土地利用）

- 紛争事例40事業のうち、事業地を公表情報から特定できた39事業を対象として、地形図及び空中写真を読み取り、事業地の中で最も広い面積を占める土地利用に着目して整理した。

※ 土地利用の整理は以下のとおり。

森林：事業区域の75%程度以上が森林でおおわれている土地

森林・農地混在：森林と農地等が混在し、どちらかが75%程度以上になることのない土地

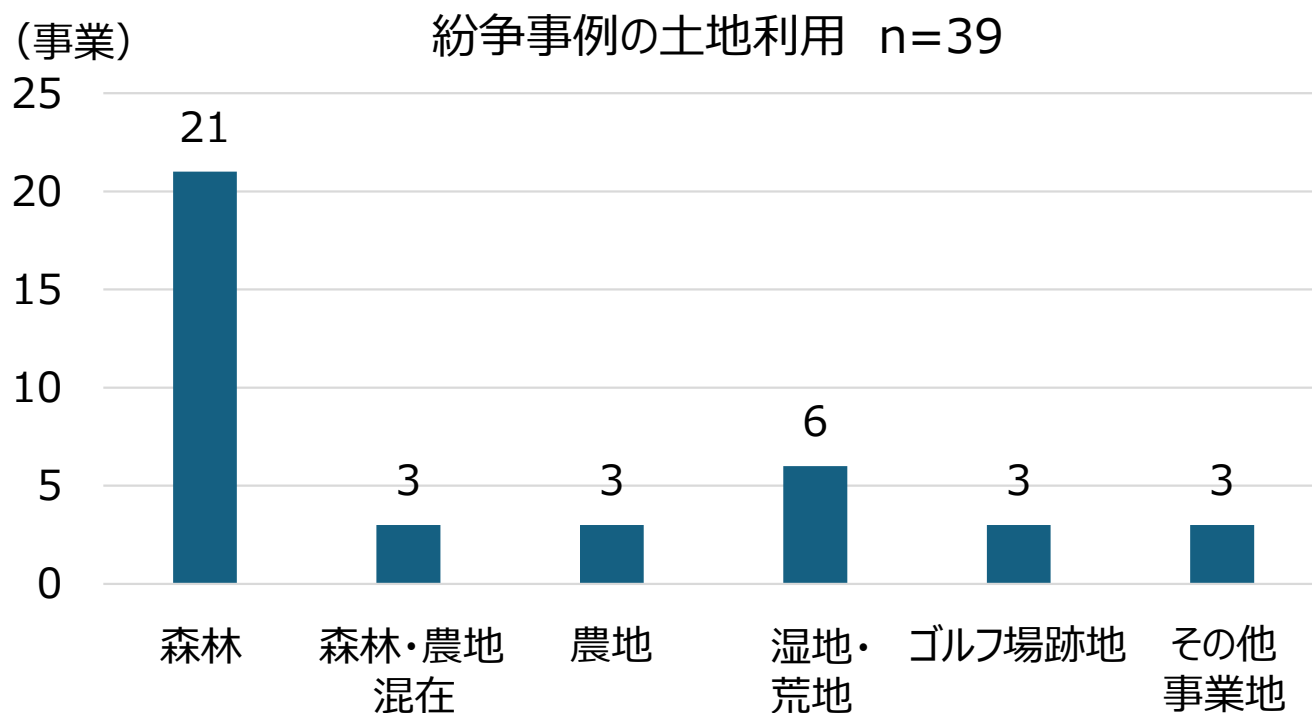
農地：事業区域の75%程度以上が農地等（水田、畑地、緑の多い住宅地など）である土地

湿地・荒地：事業区域の半分以上が湿地、草地、荒地

ゴルフ場跡地：事業区域がゴルフ場跡である土地

その他事業地：他の用途などに用いられていた土地

- 紛争事例においては、「森林」を利用する事業が21件と半数以上を占めた。

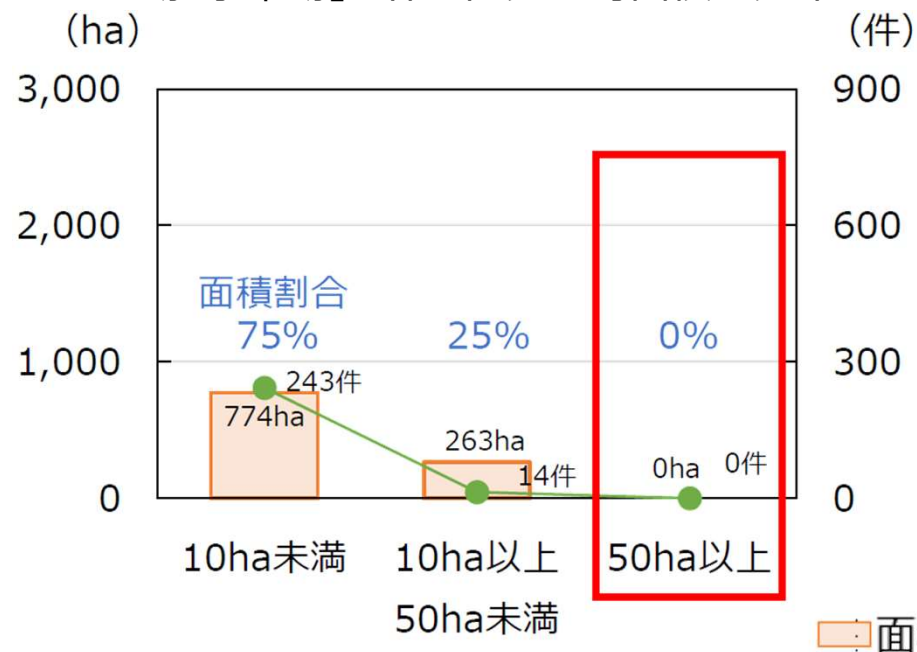


林地開発許可の実態比較

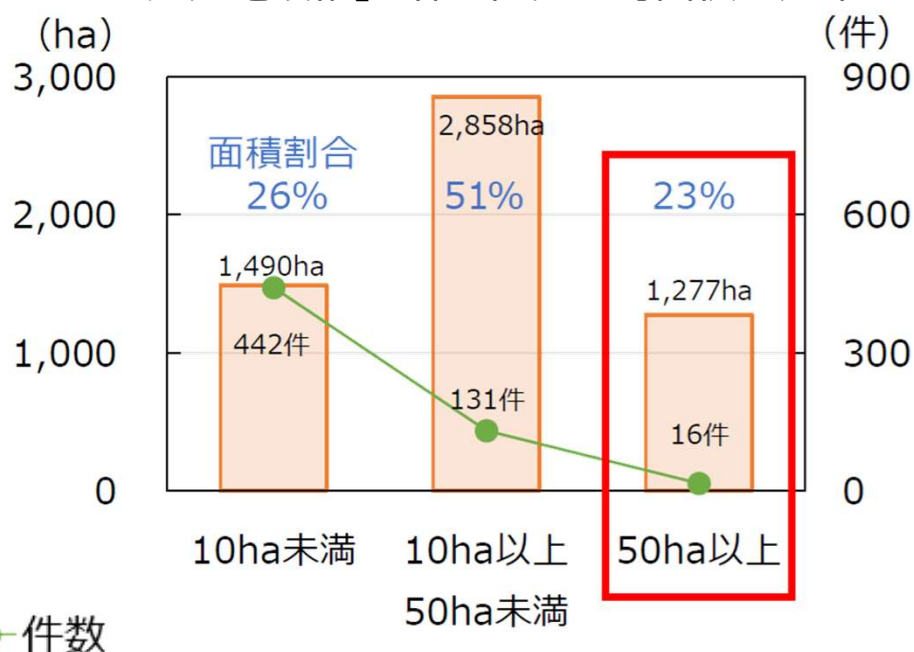
- 保安林以外の民有林において一定規模以上の開発行為を行う際に必要となる林地開発許可について、令和元年度から令和6年度までの許可処分件数及び面積を、「工場・事業場」を開発目的とするものと「太陽光発電設備」を開発目的とするもので比較したところ、
 - 「工場・事業場」については、50ha以上の林地開発許可を伴うものはなかった。
 - 「太陽光発電設備」については、50ha以上の林地開発許可を伴うものが16件あり、林地開発許可の面積ベースで23%を占める。
- 林地開発許可において、従前想定されていなかった面的な広がりを持つ大規模な太陽光発電案件が生じている。

<林地開発許可の実態比較 (R1~R6) >

「工場・事業場」の林地開発許可面積別分布



「太陽光発電設備」の林地開発許可面積別分布



太陽光発電設備等の導入に関する調査（令和6年3月26日総務省）

- 総務省が121市町村（※）を対象に実地調査において把握したトラブル等の内容は表のとおり。

※ 太陽光発電設備のFIT制度・FIP制度認定件数（令和4年6月末時点）上位の24都道府県の全市町村を対象に実施した基礎調査結果や再エネ発電設備に関する条例の制定状況等を踏まえた121市町村

- このうち、泥水・土砂等の流出については、地域住民から相談等を受けた市町村が、現地確認した結果、以下の要因で発生しているとした事例がみられた。

- ① 防災工事の実施前や完了前に造成工事等に着手
- ② 調整池や排水溝の整備等の排水対策が不十分
- ③ 盛土やのり面の工法等の土砂対策が不十分
- ④ 急傾斜地等に設置

- また、泥水・土砂等の流出、雑草の繁茂、柵塀の未設置等に関するトラブル等については、発電規模にかかわらず、高圧案件、低圧案件のどちらにもみられた。

＜出典＞ 太陽光発電設備等の導入に関する調査結果報告書（令和6年3月26日総務省行政評価局）

<p>発電設備の設置に向けた 開発工事段階</p>	<p>i) 開発工事の施工内容関係</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 開発工事を行っている敷地や雨水を一時的に貯める調整池等から泥水や土砂が流出し、道路、河川、農地等に流入 ② 開発工事の施工内容が許可条件と相違 ③ 発電事業者等による施工内容等の地域住民への説明不足 <p>ii) 開発場所に関する災害発生、騒音、反射、景観悪化等への懸念</p>
<p>発電設備の稼働段階</p>	<p>i) 発電設備の敷地から泥水や雨水が流出し、道路や家屋の敷地、農地、水路等に流入、大雨等による発電設備の敷地ののり面や盛土・切土の崩壊や発電設備自体の損壊</p> <p>ii) 発電設備の敷地での雑草の繁茂により通行の妨げや害虫の発生、火災発生の懸念</p> <p>iii) 発電設備における柵塀の未設置又は不適切な設置（位置、構造、素材）によりこども等関係のない者が近づく懸念や通行者等へ危害が及ぶおそれ</p> <p>iv) 発電設備における標識の未設置等により緊急時の発電事業者等の連絡先が不明等</p> <p>v) 発電設備からの反射、騒音等</p>

景観に関する知事意見・市長意見（太陽光発電事業）

準備書又は評価書に対する知事意見又は市長意見の例（景観関係）

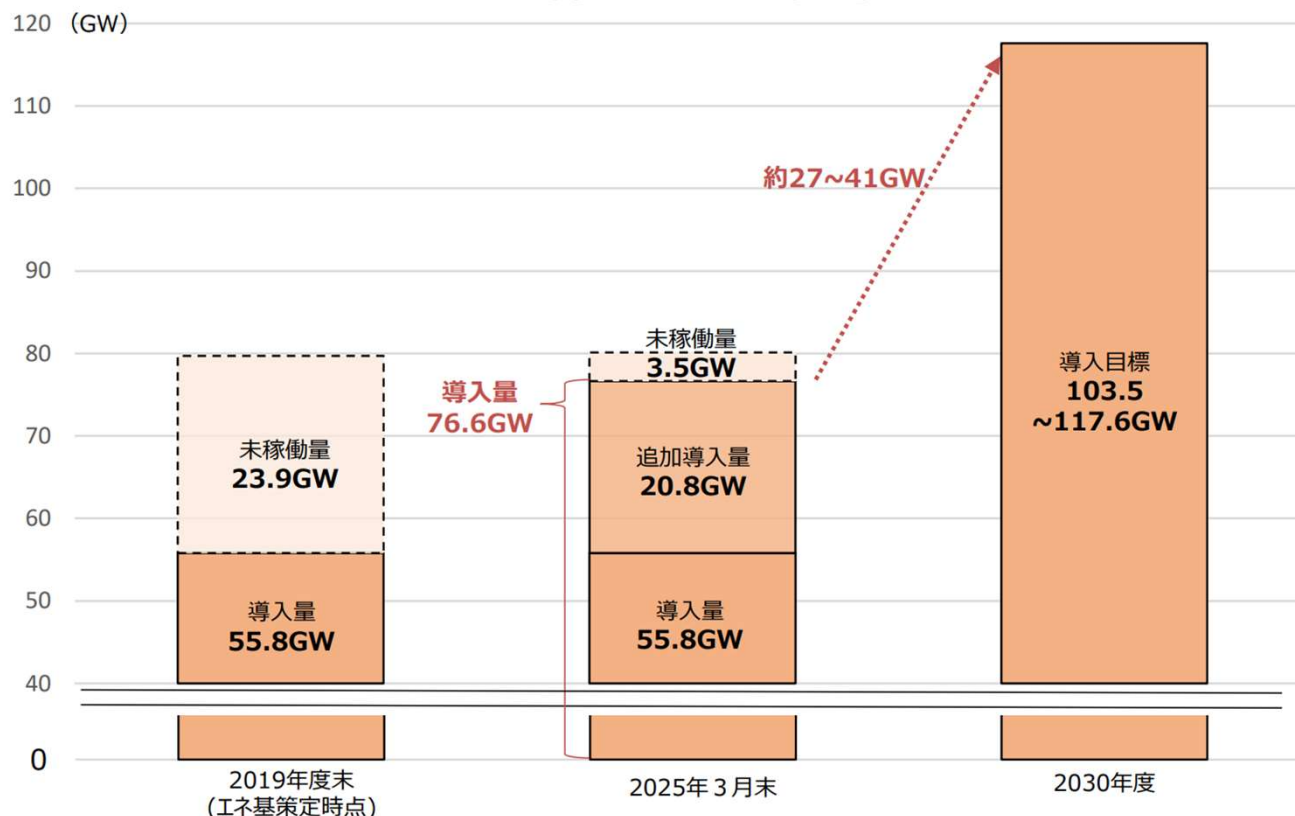
各地方公共団体のウェブサイトで公開されている、条例対象事業の準備書又は評価書に対する知事意見及び市長意見のうち、「事業実施区域の縮小」、「発電設備等の配置見直し又は規模の縮小」、「追加調査の実施」又は「事業の取り止め」を求めたものから整理した。

- 対象事業実施区域は、**県立自然公園内であることから、景観上重要な山の稜線に太陽光パネルを設置しないこと。**
- 景観に係るA山での現地調査については、**その山頂より対象事業実施区域方面の眺望が開けて得られる登山道途中のB地点付近を加えて追加実施すること。**
- 対象事業実施区域に近接して複数の住宅が分布し、**A山登山道の一部からも対象事業実施区域が相当目立って見られる**ことから、太陽電池モジュール表面への日照により生じる**反射光による環境影響について検討を追加し**、その結果を評価書に具体的に記載すること。
- 本事業計画においては、土地の形質の相当大規模な変更が想定されており、**周囲にある程度の森林帯が残されただけでは、旧来の丘陵森林の景観が保全されるとは考え難い**ため、地形の変更が極力抑制されるよう、土地利用の計画を見直すこと。
- **近景についても適切な調査地点を選定し**、視認の可否を含めて、調査、予測及び評価を行い、その結果を評価書に記載すること。
- **C山とD山、主要幹線道路（Eバイパス）からの視認状況について調査を行い**、必要となる環境保全措置と合わせてその結果を評価書に記載すること。
- 評価書案において景観の予測対象時期を冬季としているが、太陽光パネルの設置場所は森林に囲まれていることから、**緑葉が映える夏季における景観への影響についても把握し**、評価書にその予測及び評価結果を記載する必要がある。

太陽光発電の導入状況

- 太陽光発電の2025年3月末時点の導入量は**76.6GW**。直近数年間では**おおむね3.5～5GW/年のペースで導入**が進んでいる。**2030年目標（103.5～117.6GW）**の実現には、今後約6年間で27～41GWの導入、すなわち、**4.5～7GW/年のペースで導入を継続していくことが必要**となる。
- 他方、我が国の**国土面積当たりの太陽光導入容量**は、**既に主要国の中で最大級**となっており、特に地上設置型について、**今後の導入余地となり得る適地が減少**している。**適地減少等を背景に、FIT/FIP制度の認定容量は足下では減少**している一方で、**導入コストの低減が進み、FIT/FIP制度によらずに事業を実施する形態**も現れてきている。

【太陽光発電の導入状況】



※ 導入量は、FIT前導入量5.6GWを含む。 ※ FIT/FIP認定量及び導入量は速報値。
※ 入札制度における落札案件は落札時点の認定量として計上。

出典：総合資源エネルギー調査会
基本政策分科会（第70回）
資料4（2025年12月25日）
資源エネルギー庁 省エネルギー・
新エネルギー部

報告書案を御議論いただくに当たって

③ 風力発電事業のスクリーニング基準について

現行スクリーニング基準概要（再掲）

- 発電所アセス省令第16条第1項第1号～第28号において、発電所に係る第2種事業の判定基準を定めている。
- このうち、太陽電池発電所・風力発電所に係る主な判定基準を以下に抜粋。

省令	
第3号	次のイからロまでに掲げる種類の発電所を設置する場所の周囲一キロメートルの範囲内に、工事期間が重なる一以上の当該発電所と同一種類の発電所の設置により、総体としての発電出力が第一種事業規模に該当することとなること又は第五号から第二十八号までに掲げる要件のいずれかに該当することとなること。 イ・ロ 略 八 太陽電池発電所 二 風力発電所
第7号	学校、保育所又は病院若しくは診療所（以下「学校等」）が火力発電所、太陽電池発電所又は風力発電所を設置する場所の周囲一キロメートルの範囲内に存在する場合であって、発電所から発生する騒音の学校等における予測値が、騒音に係る環境基準の地域の類型 A Aの夜間の値を超えること。
第8号	学校等が発電所の設置又は変更の工事を行う場所の周囲一キロメートルの範囲内に存在する場合であって、当該工事に伴って発生する騒音の学校等における予測値が、騒音に係る環境基準の地域の類型 A Aの昼間の値を超えること。
第10号	都市計画法第九条第一項から第七項までに定める地域が火力発電所、太陽電池発電所又は風力発電所を設置する場所の周囲一キロメートルの範囲内に存在する場合であって、発電所から発生する騒音の当該地域における予測値が、騒音に係る環境基準の地域の類型 A の夜間の値を超えること。
第11号	都市計画法第九条第一項から第七項までに定める地域が発電所の設置又は変更の工事を行う場所の周囲一キロメートルの範囲内に存在する場合であって、当該工事に伴って発生する騒音の当該地域における予測値が、騒音に係る環境基準の地域の類型 A の昼間の値を超えること。
第14号	国又は地方公共団体の調査により確認された人為的な改変をほとんど受けていない自然環境、野生生物の重要な生息地若しくは生育地又は第六条第三号イからロまでに掲げる重要な自然環境が、第二種事業が実施されるべき区域の周囲一キロメートルの範囲内に存在すること。
第17号	幹線道路の沿道の整備に関する法律第五条第一項の規定により指定された沿道整備道路が第二種事業が実施されるべき区域の周囲十キロメートルの範囲内に存在する場合であって、第二種事業の実施に伴い発生する自動車当該沿道整備道路を通過することにより当該沿道整備道路に面する地域に道路交通騒音に係る相当程度の影響を及ぼすおそれがあること。
第21号	水産資源保護法第十七条に規定する保護水面の区域が第二種事業が実施されるべき区域又はその周囲に存在する場合であって、次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 イ しゅんせつ又は埋立を当該区域で行うこと。ロ 略
第22号	第二種事業が実施されるべき区域の周囲一キロメートルの範囲内に次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、当該事業の内容が当該地域又は対象の法令等による指定の目的に応じ特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の影響を及ぼすおそれがあること。 イ 自然公園法第五条第一項の規定により指定された国立公園、同法第二項の規定により指定された国定公園又は同法第七十二条の規定により指定された都道府県立自然公園の区域 ロ 自然環境保全法第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第二十二条第一項の規定により指定された自然環境保全地域又は同法第四十五条第一項の規定により指定された都道府県自然環境保全地域 ハ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2の規定により作成された世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域 ニ 首都圏近郊緑地保全法第三条第一項の規定により指定された近郊緑地保全区域 ホ 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第五条第一項の規定により指定された近郊緑地保全区域 ヘ 都市緑地法第五条の規定により指定された緑地保全地域又は同法第十二条第一項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域 ト 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十六条第一項の規定により指定された生息地等保護区の区域 チ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項の規定により指定された鳥獣保護区の区域 リ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条1の規定により指定された湿地の区域 ヌ 文化財保護法第九十九条第一項の規定により指定された名勝（庭園、公園、橋梁及び築堤にあっては、周囲の自然的環境と一体をなしているものに限る。）又は天然記念物（標本及び動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種の個体を除く。） ル 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第四条第一項の規定により指定された歴史的風土保全区域 ヲ 都市計画法第八条第一項第七号の規定により指定された風致地区の区域 ヰ 地方公共団体の条例等に基づき環境の保全を目的として又は環境の保全に資するものとして指定された地域その他の対象
第24号	火力発電所、太陽電池発電所又は風力発電所を設置する場所の周囲一キロメートルの範囲内に騒音の測定点において騒音に係る環境基準が確保されていない地点が存在する場合であって、発電所から発生する騒音の当該騒音の測定点における予測値が当該騒音の測定点の測定値を超えるレベルにあること。
第25号	発電所の設置又は変更の工事を行う場所の周囲一キロメートルの範囲内に騒音の測定点において騒音に係る環境基準が確保されていない地点が存在する場合であって、当該工事に伴って発生する騒音の当該騒音の測定点における予測値が当該騒音の測定点の測定値を超えるレベルにあること。
第26号	騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令に規定する限度を超えている地域に面する道路又は騒音の測定点において騒音に係る環境基準が確保されていない地域に面する道路が第二種事業を実施されるべき区域の周囲十キロメートルの範囲内に存在する場合であって、当該道路を通過する自動車による道路交通騒音の予測値より、当該道路を通過する自動車に第二種事業の実施に伴い発生する当該道路を通過する自動車を加えた道路交通騒音の予測値が、0.1デシベルを超えることとなること。
第27号	振動規制法施行規則第十二条に規定する限度を超えている地域に面する道路が第二種事業を実施されるべき区域の周囲十キロメートルの範囲内に存在する場合であって、当該道路を通過する自動車による道路交通振動の予測値より、当該道路を通過する自動車に第二種事業の実施に伴い発生する当該道路を通過する自動車を加えた道路交通振動の予測値が、0.1デシベルを超えることとなること。

風力発電所のスクリーニング基準

- 検討会における議論や、全国知事会等からの説明において、風力発電所のスクリーニング基準において十分評価されていない可能性がある項目として挙げられたのは、(1)バードストライク、(2)累積的影響、(3)景観、(4)土地の改変・森林の開発、(5)傾斜地などである。
- これらに関する制度の現状は、以下のとおり。

(1) バードストライク

スクリーニング基準はない。なお、発電所アセス省令第16条第14号において、野生生物の重要な生息地若しくは生育地についてスクリーニング基準が定められ、野生生物の中には飛翔性動物を含む。

【判定基準（発電所アセス省令第16条第14号 抜粋）】

十四 国又は地方公共団体の調査により確認された人為的な改変をほとんど受けていない自然環境、**野生生物の重要な生息地若しくは生育地**又は第六条第三号イからロまでに掲げる重要な自然環境が、第二種事業が実施されるべき区域の周囲一キロメートルの範囲内に存在すること。

(2) 累積的影響

太陽電池発電所と同じ（P19）

(3) 景観

太陽電池発電所と同じ（P21）

(4) 土地の改変・森林の開発

太陽電池発電所と同じ（P19）

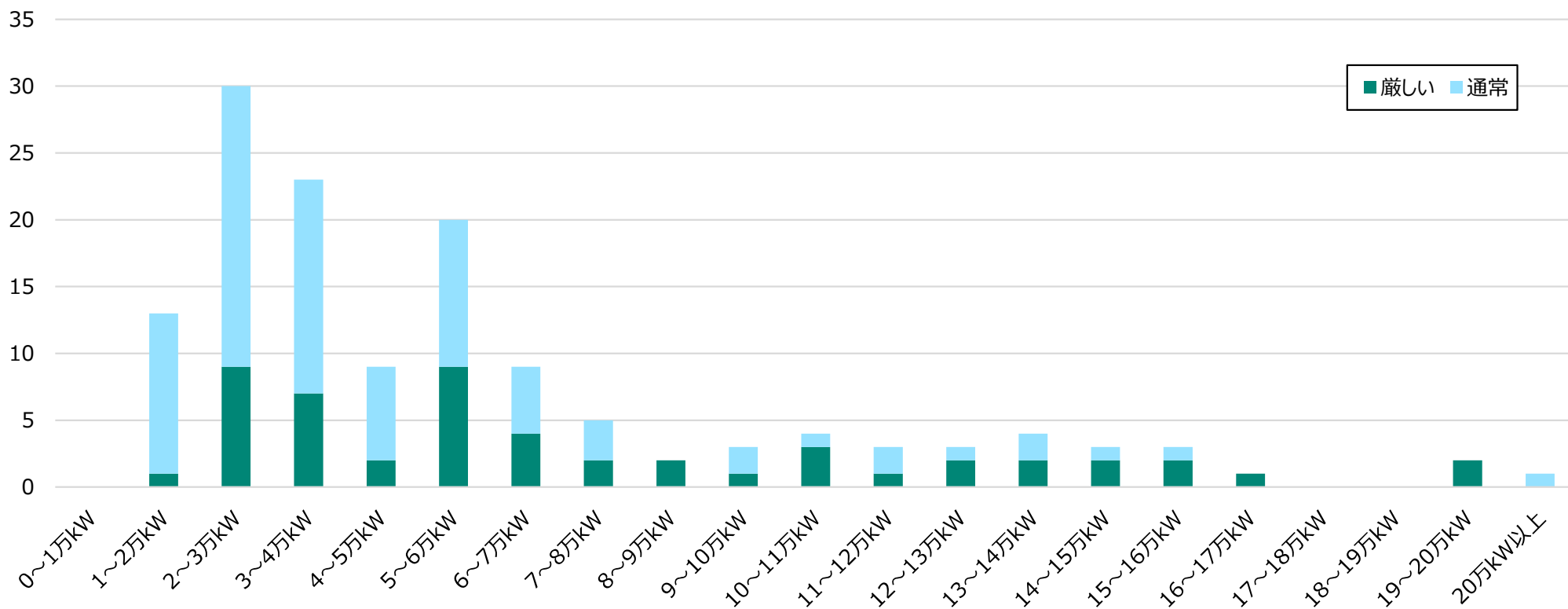
(5) 土地の安定性（傾斜地）

太陽電池発電所と同じ（P19）

陸上風力発電に係る厳しい環境大臣意見の発出状況 (中環審アセス小委・風力アセス小委資料 (令和6年11月) 抜粋)

- 過去の環境影響評価の実績を確認すると、現行の第二種事業の規模要件を下回る1万～3.75万kWの範囲内における小規模な事業についても、環境影響が大きいおそれがあること等を理由に、**厳しい環境大臣意見が15件／58件（平成26年度～令和5年度）発出**されている状況。

厳しい環境大臣意見の発出状況



※集計期間：平成26年4月～令和6年3月

※厳しい大臣意見の基準：事業実施区域の縮小、風車の配置見直し・基数の削減、追加調査等の実施を求めたもの

1万kW～3.75万kWの陸上風力発電に係る厳しい環境大臣意見の例

(中環審アセス小委・風力アセス小委資料(令和6年11月)抜粋)

(鳥類に関する意見の例)

- 周辺でオジロワシの飛翔が高い頻度で確認されているとともに、北側の斜面付近ではオジロワシの旋回が多く確認されていることから、当該鳥類の風力発電設備への衝突を回避するため、配置の再検討を行い、北側の斜面から可能な限り離隔を確保すること。
- 対象事業実施区域及びその周辺でオジロワシのバードストライクが発生していることから、専門家等の助言を踏まえ、配置の変更や区域の見直しを含む事業計画の見直しを行うこと。
- 対象事業実施区域及びその周辺でチュウヒの生息及び繁殖が確認されていることから、チュウヒに対する重大な影響を回避するため、A地点の設置の取りやめを含む抜本的な見直しを行うこと。また、B地点及びC地点についても、専門家等からの指導・助言を踏まえ、配置の再検討によるチュウヒの重要な生息地からの離隔の確保、工事時期の調整及び繁殖期における稼働制限等の環境保全措置を適切に講ずること。
- 国内希少野生動植物種に指定されたオジロワシが繁殖しているほか、オオワシ、オオタカ、ハイタカ等の希少猛禽類の飛翔が高頻度で確認されており、本事業によるこれらの希少猛禽類への重大な影響が懸念される。このため、重要な鳥類に対する環境影響を回避・低減する観点から、当該地域における必要性を踏まえてさらに1営巣期の追加調査を実施すること。

(騒音に関する意見の例)

- 近隣住居等への影響が懸念される一部の風力発電設備について、風車の配置の再検討や低騒音型の風力発電設備の採用を検討すること。

(景観に関する意見の例)

- 展望台から見る風力発電設備が湿原越しの山の稜線を切断しないよう、風車の設置の必要性を再検討するとともに、設置の必要性があれば稜線を切断しないよう配置及び高さを見直すこと。

工事計画届出状況（風力発電事業）

更新

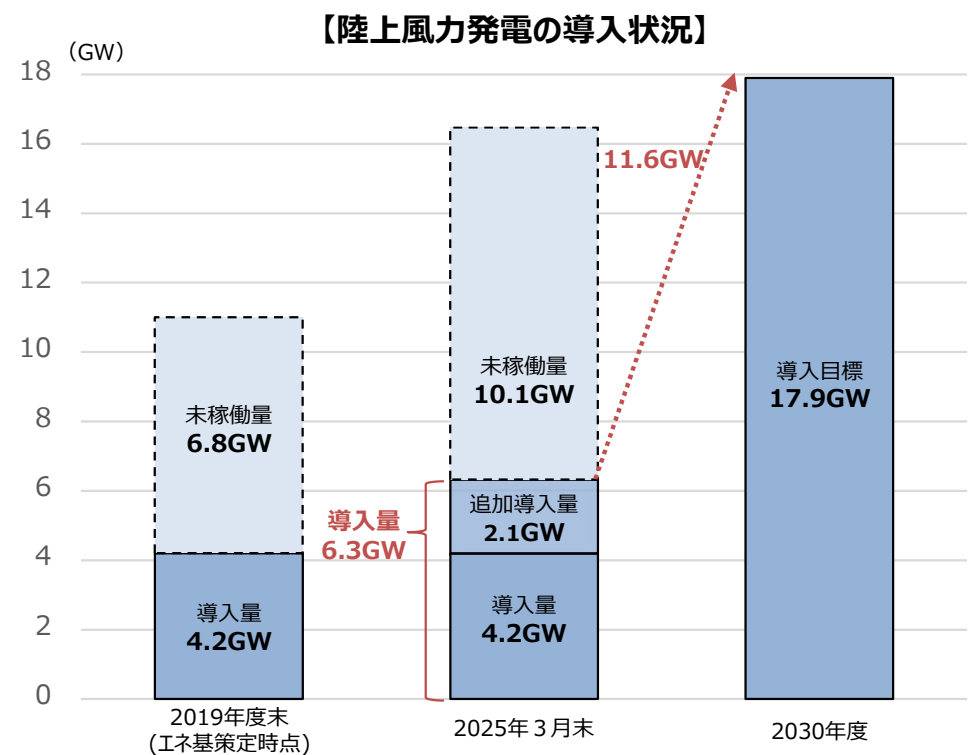
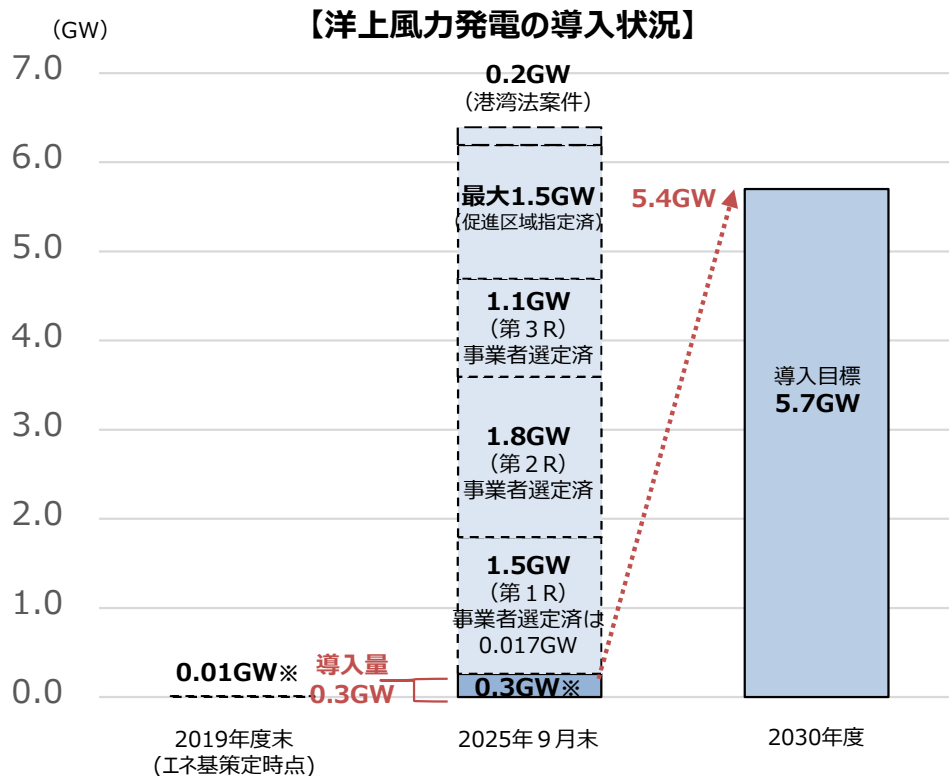
風力発電所に係る電気事業法上の工事計画の届出状況（年度ごとの届出件数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
5万kW以上	9	4	8	1	4	5
4.5万kW以上5万kW未満	1	0	0	1	0	0
4万kW以上4.5万kW未満	3	1	2	0	1	0
3.75万kW以上4万kW未満	3	2	0	0	3	0
3万kW以上3.75万kW未満	1	2	4	1	1	0
2.5万kW以上3万kW未満	1	0	3	1	0	1
2万kW以上2.5万kW未満	4	0	1	1	0	3
1.5万kW以上2万kW未満	2	2	2	0	0	0
1万kW以上1.5万kW未満	0	2	1	0	1	0
0.05万kW以上1万kW未満	7	15	15	6	12	5
合計	31	28	36	11	22	14

※ 工事計画の変更届出及び分割届出は含んでいない。
濃い水色は現行の第1種、薄い水色は現行の第2種

風力発電の導入状況

- 洋上風力発電の導入量は0.3GW（2025年9月末時点）、陸上風力発電の導入量は6.3GW（2025年3月末時点）。
- 風力発電の導入に当たっては、**環境への影響等に関する地域の懸念もある**状況。風力発電の導入拡大においては、自然環境の保全に支障を来す形での導入を防ぎつつ、**環境への適正な配慮と地域との共生を図っていくことが重要**。



注) 再エネ海域利用法、港湾法等に基づく設備容量等を記載。
 ※ 導入量については、港湾法等に基づき実施している発電事業で稼働済みの設備容量を記載。それ以外は、系統確保容量又は調査事業で算定した当該区域において想定する出力規模。

※ 導入量は、FIT前導入量2.6GWを含む。
 ※ FIT/FIP認定量及び導入量は速報値。
 ※ 入札制度における落札案件は落札時点の認定量として計上。

**その他関連資料
(本検討会設置の経緯)**

我が国において、国富流出の抑制やエネルギー安全保障の観点から、再エネを始めとする国産エネルギーの確保が極めて重要。DX・GXの進展によって電力需要の増加が見込まれる中で、産業の競争力強化の観点から、再エネや原子力などを最大限活用していくことが重要。

太陽光発電は、導入が急速に拡大した一方、様々な懸念が発生。地域との共生が図られた望ましい事業は促進する一方で、不適切な事業に対しては厳格に対応する必要がある。関係省庁連携の下、速やかに施策の実行を進める。

1. 不適切事案に対する法的規制の強化等

①自然環境の保護

- ◆ 環境影響評価法・電気事業法：環境影響評価の対象の見直し及び実効性強化【環境省、経済産業省】
- ◆ 種の保存法：生息地等保護区設定の推進、希少種保全に影響を与え得る開発行為について事業者等に対応を求める際の実効性を担保するための措置等を検討【環境省】
- ◆ 文化財保護法：自治体から事業者丁寧に丁寧な相談対応を行えるよう、助言を行う際の留意事項を整理し、自治体に周知【文部科学省】
- ◆ 自然公園法：湿原環境等の保全強化を図るため、国立公園としての資質を有する近隣地域について釧路湿原国立公園の区域拡張【環境省】

②安全性の確保

- ◆ 森林法：許可条件違反に対する罰則、命令に従わない者の公表等、林地開発許可制度の規律を強化【農林水産省】
- ◆ 電気事業法：太陽光発電設備の設計不備による事故を防止するため、第三者機関が構造に関する技術基準への適合性を確認する仕組みを創設【経済産業省】
- ◆ 太陽光発電システム等のサイバーセキュリティ強化のため、送配電網に接続する機器の「JC-STAR」ラベリング取得の要件化【経済産業省】

③景観の保護

- ◆ 景観法：自治体における景観法活用促進のための景観法運用指針の改正及び景観法活用マニュアルの作成、公表【国土交通省、農林水産省、環境省】

※ その他、土地利用規制等に係る区域の適切な設定、開発着手済みの事業に対する関係法令の適切な運用、FIT/FIP認定事業に対する交付金一時停止等の厳格な対応、太陽光パネルの適切な廃棄・リサイクルの確保等を実施。【農林水産省、文部科学省、国土交通省、環境省、経済産業省 等】

2. 地域の取組との連携強化

- ◆ 地方三団体も交えた新たな連携枠組みとして、「再エネ地域共生連絡会議」を設置【経済産業省、環境省】
- ◆ 景観法：自治体における景観法活用促進のための景観法運用指針の改正及び景観法活用マニュアルの作成、公表【国土交通省、農林水産省、環境省】【再掲】
- ◆ 文化財保護法：自治体から事業者丁寧に丁寧な相談対応を行えるよう、助言を行う際の留意事項を整理し、自治体に周知【文部科学省】【再掲】
- ◆ 地方公共団体の環境影響評価条例との連携促進【環境省】【再掲】
- ◆ 「関係法令違反通報システム」による通報や「再エネGメン」における調査について、非FIT/非FIP事業も対象に追加【経済産業省】

3. 地域共生型への支援の重点化

- ◆ 再エネ賦課金を用いたFIT/FIP制度による支援に関し、2027年度以降の事業用太陽光（地上設置）について廃止を含めて検討【経済産業省】
- ◆ 次世代型太陽電池の開発・導入の強化【経済産業省、環境省、総務省】
- ◆ 屋根設置等の地域共生が図られた導入支援への重点化【経済産業省・環境省・国土交通省・農林水産省】
- ◆ 望ましい営農型太陽光の明確化・不適切な取組への厳格な対応【農林水産省】
- ◆ 国等における電力供給契約について、法令に違反する発電施設で発電された電力の調達を避けるよう、環境配慮契約法基本方針に規定【環境省】
- ◆ 長期安定的な事業継続及び地域との共生を確保する観点から、地域の信頼を得られる責任ある主体への事業集約の促進【経済産業省】

太陽光発電事業の更なる地域共生・規律強化に向けた関係省庁連絡会議

- 太陽光発電事業における地域との共生をより一層確保するべく、新エネルギー政策を所管する資源エネルギー庁、環境政策を所管する環境省、そして、太陽光発電事業の実施に当たって様々な公益との調整を行う各種の関係法令を所管する関係省庁との間で、緊密な連携を図り、脱炭素政策に必要な対応を検討するため、「太陽光発電事業の更なる地域共生・規律強化に向けた関係省庁連絡会議」を設置。
- 参加省庁：経済産業省、環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、総務省

第1回（9月24日）の開催概要

- 依然として太陽光発電事業について地域との共生上の課題が生じている事例が見られている中で、引き続き、関係省庁間の連携を強化し、適切に対応していくことが必要である点を確認。
- 太陽光発電事業に係る現状や課題を踏まえ、各省庁において、改めて、必要な対応について検討いただくとともに、次回以降の本連絡会議において各省庁より御報告いただくこととした。

第2回（10月29日）の開催概要

- 関係省庁から、現在の検討状況について報告あり。
- 全国的な太陽光発電事業に係る課題に関し、各種の具体事例に照らし、関係法令がどのように適用され、対応がなされるのかを整理し、当該対応により、様々な公益との調整が効果的・実効的に図られるかについて、更に検証する必要性を確認。

第3回（12月22日書面開催）の開催概要

- 「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ（案）」を議論し、連絡会議としてこれを了承。

大規模太陽光発電事業に関する対策パッケージ（環境影響評価関係抜粋）

1. 不適切事案に対する法的規制の強化等

① 自然環境の保護

○ 環境影響評価法・電気事業法に基づく環境影響評価の対象の見直し及び実効性強化【環境省、経済産業省】

- 環境影響評価法・電気事業法に基づく環境影響評価の対象となる太陽光発電事業の規模を見直し、事業者における環境配慮の促進を図る。見直し後には、見直しの考え方等を地方公共団体に周知し、必要な連携を図る。加えて、環境影響評価に関する審査の厳格化や指導の徹底等、実効性の強化を図る（次期通常国会中に検討結果を取りまとめた後、環境影響評価法施行令等を改正予定）。

2. 地域の取組との連携強化

○ 地方公共団体の環境影響評価条例との連携促進【環境省】（再掲）

- 環境影響評価法・電気事業法に基づく環境影響評価の対象となる太陽光発電事業の規模を見直し、事業者における環境配慮の促進を図る。見直し後には、見直しの考え方等を地方公共団体に周知し、必要な連携を図る。

その他関連資料
(太陽光発電事業に係る環境影響評価の経緯)

太陽光発電事業に係る環境影響評価について

- 平成31年4月の中央環境審議会答申において、太陽光発電事業に係る環境影響評価のあり方について以下の内容が示された。

① 基本的考え方

- **大規模な太陽光発電事業は法アセスの対象**とすべき。
- **法対象とならない規模の事業**は各地方公共団体の実情に応じ各地方公共団体の判断で**条例アセスの対象**とすることが考えられる。
- **条例対象ともならない規模の事業はガイドライン等を示しつつ自主的で簡易なアセス**を促すべき。

② 規模要件、地域特性

- 規模要件については、電気事業法との整合性を図るため出力（交流）を指標とする。条例アセスの規模要件の水準、法における他の面整備事業の規模要件の水準（一種100ha・二種75ha）、面積と出力の関係を踏まえ、**一種4万kW・二種3万kW（交流側）を規模要件とする**。
- 太陽光発電事業は、地域の特性によって影響の程度が異なることから、一種事業は全てにアセスが必要としつつ、二種事業は地域特性によるスクリーニングを行う（森林等の人為影響が少ない地域での設置等についてはアセスが必要）。



- 中環審答申を踏まえ、以下のとおり制度化された。

区分	対象
環境影響評価法 (令和2年4月から対象事業化)	第一種：40MW（4万kW）以上の太陽光発電事業 第二種：30MW（3万kW）以上40MW（4万kW）未満の太陽光発電事業
地方公共団体の定める 環境影響評価条例	地方公共団体の定める対象要件による
太陽光発電の環境配慮ガイドライン (令和2年3月公表)	環境影響評価法及び環境影響評価条例の対象とならない10kW以上の事業用太陽光発電施設（建築物の屋根、壁面又は屋上に設置するものは除く）

太陽電池発電所に係る環境アセスメントの状況（アセス手続を開始した事業数（年度ごと））

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
① 4万kW以上	7 [※]	3	3	1	2	2
② 3万kW以上4万kW未満	2 [※]	0	0	0	1	0

※ 条例アセス手続から経過措置により法アセスに移行したものを含む。

※ 評価書確定通知までの段階で事業廃止したものを含む。

<補足>

- 令和2年4月に太陽電池発電所を環境影響評価法の対象事業に追加

地方公共団体 条例対象規模一覧（太陽光）

	(i)	(ii)		(i)	(ii)		(i)	(ii)
北海道	4万kW	2万kW	滋賀県	20ha等		札幌市	2万kW／50ha等	
青森県	2万kW		京都府	75ha	50ha	仙台市	0.8万kW等／20ha等	
岩手県	50ha等	20ha等	大阪府	50ha		さいたま市	5ha等	
宮城県	3万kW	2万kW（★）	兵庫県	5ha		千葉市	10ha	
秋田県	75ha等		奈良県	5ha		横浜市		
山形県	50ha等		和歌山県	75ha		川崎市	5万kW	
福島県	3万kW	2万kW	鳥取県	20ha等		相模原市	0.8万kW等	
茨城県	3万kW		島根県	50ha		新潟市	50ha等	
栃木県	50ha等		岡山県	20ha		静岡市	50ha等	
群馬県	50ha等	20ha等（★）	広島県	50ha		浜松市	50ha等	20ha等
埼玉県	20ha		山口県	100ha	50ha等	名古屋市	5万kW	
千葉県	40ha等		徳島県	3万kW	2万kW	京都市	16ha等	4ha等（★）
東京都			香川県	20ha		大阪市	50ha	
神奈川県	0.8万kW等		愛媛県	2万kW		堺市	10ha等	5ha（★）
新潟県	50ha等		高知県	4万kW／50ha等	2万kW	吹田市		
富山県	75ha等		福岡県	50ha		神戸市	5ha	2.5ha等
石川県	50ha等		佐賀県	35ha		尼崎市		
福井県	50ha	40ha	長崎県	30ha		岡山市	20ha等	
山梨県	18ha	9ha等	熊本県	20ha		広島市	10ha	
長野県	50ha	20ha等	大分県	20ha等		北九州市	50ha	
岐阜県	20ha等		宮崎県	35ha		福岡市	50ha等	
静岡県	50ha等	20ha等	鹿児島県	40ha等		熊本市	20ha	10ha
愛知県	3万kW／75ha		沖縄県	20ha等				
三重県	20ha等							

※ 2026年1月時点。なお、太陽光発電事業として条例の対象としているもののほか、一定面積以上の土地開発として条例の対象としているものを含む。

※ (i) は、環境影響評価必須の規模の下限值。

※ (ii) は、環境影響評価を行うか個別に判定（スクリーニング）を行うもの、(i) の対象事業と比べて環境影響評価手続の一部が簡易なもの（★）等があり、その対象規模の下限值。

※ 「等」は、特定の地域に対して異なる基準を適用している場合や、敷地面積以外に、例えば、森林伐採面積による基準を設けていることを示す。

太陽光発電事業についての環境影響評価の基本的考え方①

太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書

(2019年3月 太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会) (抜粋)

3. 太陽光発電事業についての環境影響評価の基本的考え方

太陽光発電事業を始めとする再生可能エネルギー発電事業は、発電時に温室効果ガスを排出しないクリーンな発電事業であり、2018年7月に閣議決定されたエネルギー基本計画において、長期安定的な主力電源として持続可能なものとなるよう、円滑な大量導入に向けた取組を引き続き積極的に推進していくこととされている。

一方、太陽光発電事業については、大規模に開発する計画が出てきている現状において、環境保全上の懸念が生じ、様々な問題が顕在化している。環境保全と両立した形で適正に太陽光発電事業を導入することが、地域の理解も得て、結果的に太陽光発電事業の円滑な普及促進に貢献することとなる。

適正な太陽光発電事業の導入促進のため、一部の地方公共団体において太陽光発電事業を環境影響評価条例の対象としているところであるが、様々な問題が全国的に顕在化している現状に鑑み、既に法で対象となっている事業と同程度以上に環境影響が著しいと考えられる大規模な太陽光発電事業については法の対象事業とすることで、国が全国的見地から制度的枠組みを作り、国としての方向性を明らかにするとともに、技術的水準を示していくべきである。

また、前述のアンケート結果や報道分析結果でみると、太陽光発電事業については、面積の大小にかかわらず問題が発生していることがわかる。

我が国の環境影響評価制度では、法対象とならない小規模の事業や法対象外の事業種について、各地方公共団体が地域の実情も踏まえながら必要に応じ条例において対象事業とすることにより、法と条例とが一体となって、より環境の保全に配慮した事業の実施を確保してきている。法対象とならない規模の事業についても、各地方公共団体の実情に応じ、各地方公共団体の判断で、環境影響評価条例の対象とすることが考えられる。

さらに、環境影響評価条例の対象ともならないような小規模の事業であっても、環境に配慮し地域との共生を図ることが重要である場合があることから、必要に応じてガイドライン等による自主的で簡易な取組を促すべきである。

今後の太陽光発電事業の実施に当たっては、太陽光発電事業者が透明性の高い環境影響評価の手続を適切に実施し、より環境の保全に配慮した事業の実施を図ることで、地域にも受け入れられやすい再生可能エネルギーの導入促進、地球温暖化対策を推進していくことが可能となると考えられる。

太陽光発電事業についての環境影響評価の基本的考え方②

太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書

(2019年3月 太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会) (抜粋)

4. 太陽光発電事業に関する規模要件等について

法は、第1条で「規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業」について環境影響評価を行うものと定めている。

中央環境審議会の答申「今後の環境影響評価制度の在り方について」(1997年2月10日)における整理は以下のとおり。

- 地方公共団体においても地域の環境保全の観点から環境影響評価が実施されていることに鑑み、国の制度においては、国の立場からみて一定の水準が確保された環境影響評価を実施することにより環境保全上の配慮をする必要のある事業を対象とすべきこと、また、
- 事業者にとっては、対象事業があらかじめ定められていることが望ましいが、環境に対する影響は(中略)地域によって異なることから、個別判断の余地を残すことが必要であることから、
- 規模要件によって必ず環境影響評価を実施すべき事業(第一種事業)を定めるとともに、その規模を下回る事業についても一定規模以上のものは、(中略)地域の環境の状況等によって、環境影響評価を実施するか否かを個別の事業ごとに判断する(第二種事業)の手續(スクリーニング手續)を導入することが適当。

上記を踏まえ、第一種事業では全国一律の規模要件を設けつつ、第二種事業(第一種事業に準ずる規模の事業)では地域の状況等を考慮しスクリーニングすることとしている。

太陽光発電事業を法の対象事業として追加するに当たっては、こうした基本的な考え方を踏まえて、対象とすべき太陽光発電事業の規模要件等を適切に規定する必要がある。

中央環境審議会答申（2019年4月）

太陽光発電事業に係る環境影響評価の在り方について（答申）（2019年4月 中央環境審議会）（抜粋）

Ⅱ 太陽光発電事業に係る環境影響評価の在り方

1. 太陽光発電事業についての環境影響評価の基本的考え方

太陽光発電事業については、建物屋上や工場敷地内の空き地等に加え、森林等の中山間地域において大規模に設置する事例が増加している。新聞報道や地方公共団体へのアンケートの結果によれば、土砂災害や景観、水の濁り等の環境保全上の懸念が生じており、環境保全と両立した形で適正に太陽光発電事業を導入することが、地域の理解も得て、結果的に太陽光発電事業の円滑な普及促進に貢献することとなる。

適正な太陽光発電事業の導入促進のため、一部の地方公共団体において太陽光発電事業を環境影響評価条例の対象としているところであるが、様々な問題が全国的に顕在化している現状に鑑み、既に法で対象となっている事業と同程度以上に環境影響が著しいと考えられる大規模な太陽光発電事業については法の対象事業とすることで、国が全国的見地から制度的枠組みを整備し、国としての方向性を明らかにするとともに、技術的水準を示していくべきである。

なお、法対象とならない規模の事業については、各地方公共団体の実情に応じ、各地方公共団体の判断で、環境影響評価条例の対象とすることが考えられる。

また、環境影響評価条例の対象ともならないような小規模の事業であっても、環境に配慮し地域との共生を図ることが重要である場合があることから、必要に応じてガイドライン等による自主的で簡易な取組を促すべきである。

今後の太陽光発電事業の実施に当たっては、太陽光発電事業者が透明性の高い環境影響評価の手続を適切に実施し、より環境の保全に配慮した事業の実施を図ることにより、従来よりさらに地域にも受け入れられやすい再生可能エネルギーの導入が促進され、これにより地球温暖化対策がより推進されていくことが可能となると考える。

環境影響評価法の目的等

- 発電事業の実施に当たっては、自然環境・生活環境の保全、土地造成の安全性確保、電気設備の安全性確保、適正な土地利用の確保などの様々な**公益との調整を行う各種の関係法令**に服する。
- 環境影響評価法は、**事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的としている。**
- 例えば、環境影響評価法においては、「土地の安定性」について、切土、盛土等による土地の改変行為などにより、自然環境・生活環境に重要な役割を果たす地盤の持つ機能が変化し、また、関連する環境要素にも影響を与えることから、考慮することとしている。

<参考> 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価について国等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定め、その手続等によって行われた環境影響評価の結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他のその事業の内容に関する決定に反映させるための措置をとること等により、その**事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。**

<参考> 大気・水・環境負荷分野の環境影響評価技術検討会報告書

大気・水・環境負荷分野の環境影響評価技術（III）<環境保全措置・評価・事後調査の進め方>（平成14年10月）

第3章 土壤環境・地盤環境の環境影響評価・環境保全措置・評価・事後調査の進め方

1 総論 1-2 地盤環境の環境影響評価の進め方 1)地盤環境の環境影響評価の基本的な考え方 (1)地盤環境の特徴

（前略）地盤は様々な大きさの土粒子とその間隙から成り立ち、間隙には水と空気が存在していて、大気・水・多様な生物と連携しており、極めて多面的な機能をもって自然環境そして生活環境に重要な役割を果たしている。すなわち、水循環系における地下水の涵養・流動・貯留の場であるとともに、本来、環境の変化によく順応していく力を備えている。したがって、地盤環境における環境影響評価の視点は、地域の「地形・地質」、「地下水」とともに広く「流域特性」も視野にいれて、他の環境要素との関連性にも配慮することが重要である。

環境影響評価の対象となる開発事業においては、切土、盛土、埋立等による土地の改変行為や地下水環境の変化などにより、地盤の持つ機能が変化する。また同時にこれに関連する環境要素にも影響を与えることとなる。したがって、地盤に係る環境影響評価項目は、従来から行われてきた地盤沈下のほか、**地すべり・斜面崩壊・液状化・地盤陥没といった開発行為による土地の安定性の変化**、あるいは地下構造物による地盤の熱環境の変化、有害ガスの発生等物理化学的变化についても、広く考慮する必要がある。（後略）

太陽光発電事業に関する法に基づく環境影響評価について

- 発電事業における環境影響評価の項目及び手法の選定については、発電所の一般的な事業特性及び地域特性を踏まえ、**発電所の種類ごとに定められた参考項目及び参考手法**を参照することとされている。
- 例えば、「水の濁り」に関して、調査地域については「工事实施箇所や沈砂池等の排水口からの排水による影響を受ける可能性のある河川等の公共用水域とし、河川等の状況が的確に把握できる範囲を選定する」、調査地点については「排水の可能性のある流域毎に支流、利水状況及び予測手法等を考慮した適切な地点とする」等とされている。

＜太陽電池発電所に係る環境影響評価の参考項目（発電所アセス省令別表第五）＞

環境要素の区分	影響要因の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在・供用	
	① 工事用資材等の搬出入	② 建設機械の稼働	③ 造成等の施工による一時的な影響	④ 地形改変及び施設の存在	⑤ 施設の稼働			
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	粉じん等	○	○			
		騒音	騒音	○	○		○	
		振動	振動	○	○			
	水環境	水質	水の濁り			○	○	
その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質				○		
	地盤	土地の安定性				○		
	その他	反射光				○		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地		○	○			
	植物	重要な種及び重要な群落		○	○			
	生態系	地域を特徴づける生態系		○	○			
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○		
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○			○		
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	産業廃棄物 残土			○	○		

備考
 一 (略)
 二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる発電所における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
 イ 工事の実施に関する内容
 (1) 工事用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行う。
 (2) 建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事(既設工作物の撤去又は廃棄を含む。)を行う。
 (3) 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、調整池、搬入道路の造成、整地を行う。
 ロ 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容
 (1) 地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された太陽電池発電所を有する。
 (2) 施設の稼働として、太陽電池発電所の運転を行う。
 三～十 (略)

＜発電所に係る環境影響評価の手引＞

第4章 環境影響評価の項目及び手法の選定 3 調査、予測及び評価の手法 4) 太陽電池発電所に係る参考手法

○水質 水の濁り [影響要因の区分：造成等の施工による一時的な影響]

[解説]
一・二 (略)

三 調査地域について

SSIについては、工事实施箇所や沈砂池等の排水口からの排水による影響を受ける可能性のある河川等の公共用水域とし、河川等の状況が的確に把握できる範囲を選定する。

なお、支流、利水状況等を考慮し、調査地域及び調査地点の配置に留意する。

気象の状況については、対象事業実施区域及びその周辺とする。
土質の状況については対象事業実施区域とする。

四 調査地点について

調査地域のうち、排水の可能性のある流域毎に支流、利水状況及び予測手法等を考慮した適切な地点とする。

なお、調査地点は安全を考慮したうえで、出来る限り上流側に配置するのが望ましい。

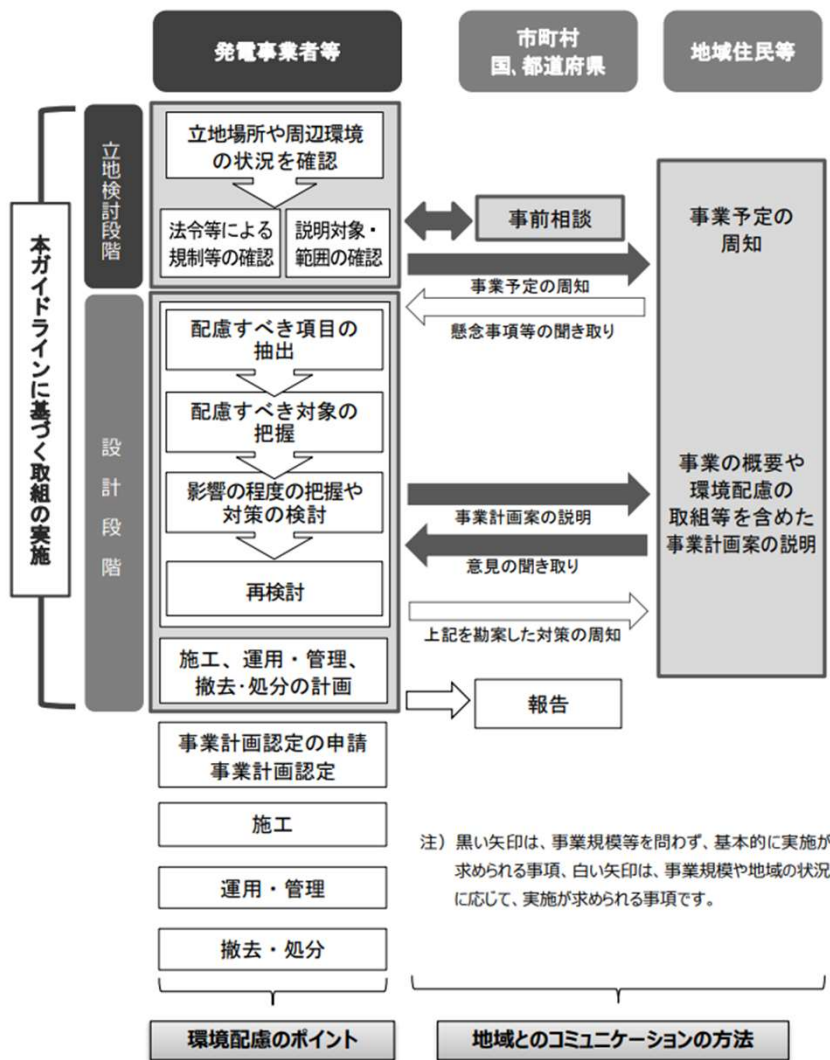
気象の状況については対象事業実施区域直近の気象官署等とする。
土質の状況については対象事業実施区域の土質を代表する地点とする。

五～十 (略)

太陽光発電の環境配慮ガイドライン

- 環境影響評価法や環境影響評価条例の対象とならない、規模の小さい太陽光発電施設の設置に際して、発電事業者等における自主的な環境配慮の取組を促すもの。（令和2年3月公表）
- 環境配慮の手順を示した上で、そのポイント等をチェックリストと解説の形で整理している。

＜環境配慮の手順（ガイドラインP6）＞



＜設計段階の環境配慮のポイント（ガイドラインP13）＞



太陽光発電に関する懸念（環境配慮のポイント）

- 再生可能エネルギーについて、2012年のFIT制度開始以降、特に太陽光発電の導入が急速に拡大した一方で、**自然環境、安全、景観などの面から地域において様々な懸念が生じる事例が見られている。**
（「大規模太陽光発電事業に関する対策パッケージ」より）
- 例えば、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」においては、太陽光発電に係る環境配慮のポイントとして、土地の安定性、濁水、反射光、景観等の関係について以下のとおり記載している。

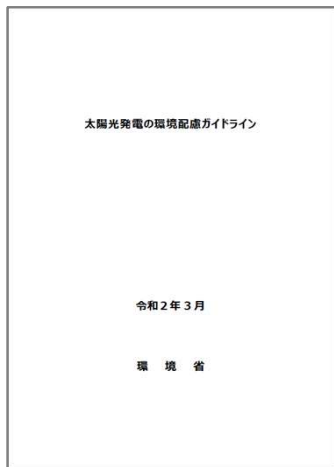
<太陽光発電の環境配慮ガイドライン（令和2年3月環境省）における主な記載>

- | | |
|-----------|--|
| 土地の安定性 | <ul style="list-style-type: none">■ 平らな土地を作るため斜面等の土を切り取る切土や、土地の低い部分に土を盛る盛土を含む土地造成を行う場合、法面の崩壊等により土砂や太陽光発電設備自体が流出しないようにする必要があります。■ 切土や盛土を含む土地造成を行う場合や自然斜面に設置する場合、雨水や湧水、地下水は地表面の侵食等による崩壊等に繋がり、土地の安定性低下に直接影響を及ぼします。したがって、雨水等の排水対策をしっかりと行う必要があります。 |
| 濁水 | <ul style="list-style-type: none">■ 新たに土地の造成を行う場合や、土砂の流出を防ぐ植栽等がない斜面に設置する場合は、降雨時に濁水が発生する可能性があります。特に隣接して農地や住宅地等が立地する場合、工事中を含めて、事業区域からの排水が流れ込むことのないように、排水計画を立てる必要があります。 |
| 反射光 | <ul style="list-style-type: none">■ 周辺の建物・施設等の状況や、パネルの設置の仕方によっては、季節と時間帯により、近接する建物や施設等に一時的に反射光が差す場合があります。■ 事業区域の周辺に住宅、学校、病院、高速道路や国道、空港等の施設があり、反射光による影響が懸念される場合は、シミュレーションを実施して影響の程度を確かめ、関係者（住民や該当施設の管理者等）に説明できるようにしておく必要があります。 |
| 景観 | <ul style="list-style-type: none">■ 太陽光発電は日射や送電線等の条件が揃えば、様々な場所に設置することができるため、地域で保全しようとしている景観に影響を及ぼすトラブルになる事例があります。■ 太陽光発電施設を設置した後に、景観への影響を小さくすることはとても困難です。立地を決定する前に周辺の眺望点やそこからの景観資源の眺めの状況などをよく調べ、影響の程度や対策の必要性について十分検討することが必要です。 |
| 動物・植物・生態系 | <ul style="list-style-type: none">■ 事業区域が森林や草地などの造成されていない土地や水面の場合は、重要な動植物の保全に配慮する必要があります。■ 事業区域の近くに湧水がある場合も注意が必要です。湧水周辺は、重要な動植物の生息・生育地となっていることが多いため、太陽光発電施設の設置に当たっては、土砂が流入しないようにするなどの配慮が必要です。 |

「太陽光発電における自然環境配慮の手引き」(令和8年3月)

「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」 (令和2年3月、環境省)

- ✓ 環境影響評価法及び環境影響評価条例の対象とならない出力10kW以上の事業用太陽光発電設備(建築物の屋根、壁面又は屋上に設置するものを除く)を対象に、主に立地検討と設計段階での発電事業者等における自主的な環境配慮のポイントをまとめている。
- ✓ 一項目として「動物・植物・生態系」について扱っている(当該項目については、おおむね出力50kW以上の事業を対象)。



第2章 太陽光発電に係る環境配慮の進め方

2-1 環境配慮の手順
 2-2 環境配慮に係る地域とのコミュニケーションについて
 2-3 設計段階の環境配慮のポイント.....

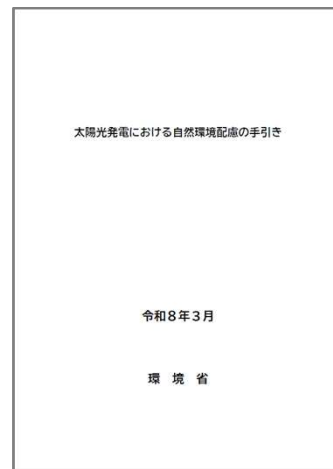
1	土地の安定性
2	濁水
3	騒音
4	反射光
5	工事に関する粉じん等、騒音・振動.....
6	景観
7	動物・植物・生態系
8	人と自然との触れ合いの活動の場.....

2-4 施設設置後の環境配慮

チェックシート

「太陽光発電における自然環境配慮の手引き」 (令和8年3月、環境省)

- ✓ ガイドラインの補遺(付属資料)として、「動物・植物・生態系」への影響を回避・低減するための取組について、立地選定から設計、施工、運用・管理、撤去・処分の事業段階別に考え方や方法を事例を交えてより具体的に示す。
- ✓ ガイドラインと同様に別紙として、自然環境への影響を回避・低減するためのチェック事項や対策の一覧、検討と対策の手順(フロー図)を整理。



- ✓ 太陽光発電設備の導入時や管理・運営時の取組によっては、生物多様性を維持したり、事業実施前よりも豊かにすることができる可能性があり、そうした事例等についても紹介。
- ✓ 地域とのコミュニケーションや、土地の安定性等その他の環境配慮についてはガイドラインを参照するよう誘導。

チェックシート

太陽電池発電所に係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン

背景

- 太陽電池発電所は、新たに山林を開発して設置されるものから、既に人為的に改変された場所に設置されるものまで、多様な立地が見られるため、事業特性・地域特性を踏まえてメリハリのある環境影響評価を実施することが重要。
- **既に開発済みの土地である造成地（工場跡地、未利用の工業用地等）とゴルフ場跡地に関して、環境影響評価の項目の合理的な選定の考え方を示したガイドライン**を取りまとめた。（令和3年7月公表）

概要

- 環境影響評価の項目は、一般的な事業内容を想定して定められた参考項目（発電所アセス省令※別表第五）を勘案しつつ、事業特性や地域特性を踏まえて選定されることとなっている。
- **新たに林地を開発するのではなく、開発済みの土地を利用する場合に、非選定とし得る参考項目やその考え方について整理**した。
- 造成地やゴルフ場跡地において、新たな土地の造成等を行わない場合、
 - ・ 建設機械の稼働や造成工事等に係る参考項目は選定不要と整理
 - ・ その他の項目についても、個別に合理化の考え方を整理

※ 発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令



太陽電池発電所・風力発電所に係る環境影響評価法及び電気事業法に基づく環境影響評価における事業の一連性の考え方について①

- **環境影響評価法上、「事業」とは、同法第2条第1項において「特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更並びに工作物の新設及び増改築」と規定されている。**
- 経済産業省は、全発電事業に共通するアセス法の対象とすべき事業の考え方として、平成25年に「判断の目安」を整理。
- 環境省及び経済産業省は、事業形態が多様化する太陽光発電・風力発電について、**法に基づく環境影響評価の対象となるべき事業の考え方を明確化し、「太陽電池発電所・風力発電所に係る環境影響評価法及び電気事業法に基づく環境影響評価における事業の一連性の考え方について」**（以下「事業の一連性通知」という。）として取りまとめ、パブリックコメントを実施した上で、令和3年9月に公表した。

事業の一連性通知のポイント

- 「判断の目安」における各要素の取扱い・重み付けを明確化
- 管理の一体性は、外形的ではなく、**実質的に判断**することを明確化

「同一発電所」の判定



○ 「管理の一体性」の考え方

⇒ 設置者といった**法的・外形的な意味での管理主体のみならず、事業の管理運営を行う者や当該事業による利益が帰属する先としての「実質的な」管理主体を同定。**

※ 「同一構内又は近接性」及び「設備の結合性」は、補完的に用いて判断。
(太陽光発電・風力発電は、発電設備間に一定の距離を置くなど、柔軟な配置が可能なため。)

「同一工事」の判定



○ 「同一工事」の考え方

⇒ **計画全体を把握**するため、**事業組成段階から計画の変遷や契約・行政手続の時期等**を加味し、**判断。**

太陽電池発電所・風力発電所に係る環境影響評価法及び電気事業法に基づく環境影響評価における事業の一連性の考え方について②

「事業の一連性通知」における主な記載（「同一発電所」の判定関係）

<①同一構内又は近接性>

設備間の距離は、電氣的な制約等に依らない事由も多々あるため、「近接性」を絶対値により具体化することは困難である。

この点、**太陽電池発電所については、例えば、同一市町村内に設備が設置されている場合や、隣接する市町村にわたって設備が設置されている場合であってそれらが大きく離れていないときを一つの目安としつつ、個別の事業の状況を見極めながら、判断していくことが適切**である。

一方で、**風力発電所については、顕著な卓越風向が出現しない立地においては、同一発電所内であっても風車間の離隔距離をローター直径の10倍程度確保する場合がある。したがって、近接性の判断に当たっては、このような実態を踏まえ、個別の事業の状況を見極めながら、判断していくことが適切**である。

<②管理の一体性>

環境アセスメントは、事業者自身が必要かどうかについて判断するため、その判断は事業の変遷の中で都度行われるものである。それに加えて、現行制度上、経済産業大臣が工事計画届出等の受理の段階で環境アセスメントの要否（一連性の有無も含む。）を確認することとなっている。**「実質的な」管理主体を見極めるためにも、事業の組成段階からの変遷等を調べることは有用**である。

例えば、環境アセスメント手続に着手しているか否かにかかわらず、当初は一連性があるものとして進められた事業について、複数事業へ分割する場合において、実態としては、譲渡先企業が譲渡元企業と資本関係等が継続していたりする場合や、分割された各事業の関係者が共通である場合など、「実質的な」管理主体が同一であり、「管理の一体性」があると認められる可能性がある。このように事業分割を行っている場合において、当該事業について「管理の一体性」がなくなったときは行政庁の判断が可能となるよう事業者において合理的な説明を行う必要がある。

<③設備の結合性>

太陽電池発電所及び風力発電所においては、設備構成上、発電設備間に一定の距離を置くなど、配置を柔軟に変更することが可能である一方で、付帯設備（変電設備、電力系統への送電等に必要な設備等）は1発電所当たり1つとなる場合が多い（ただし、電力系統側の事由等により、分割して送電せざるを得ない場合もある。）。**設備構成上の制約がある等の合理的な理由が無いにもかかわらず、あえて付帯設備を分割していると疑念を抱かれかねない設備については、その理由を詳細に確認する必要**がある。

その他関連資料
(風力発電事業に係る環境影響評価の経緯)

風力発電事業に係る環境影響評価について

<風力発電事業を法対象に追加>

- 平成22年2月の中央環境審議会「今後の環境影響評価制度の在り方について（答申）」において、「風力発電施設の設置を法の対象事業として追加することを検討すべき」とされ、これに基づき「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会」において検討がなされ、報告書がとりまとめられた（平成23年6月）。
- この報告書に基づき、風力発電所の設置の工事の事業等を環境影響評価法の対象事業とするため、必要な要件等を定める環境影響評価法施行令の一部を改正する政令が平成23年11月に公布され、平成24年10月に施行された。



第1種事業（環境影響評価必須）：1万kW以上

第2種事業（事業ごとに環境影響評価の必要を判断）：0.75万kW以上1万kW未満

<規模要件の見直し>

- 令和2年度、「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」において、環境影響評価法の対象となる風力発電に係る規模要件の見直し等について議論されたことを受けて、環境省・経済産業省が開催した有識者検討会において、
 - 最新の知見に基づき、他の対象事業との公平性の観点から検討した結果、第1種事業の規模要件は5万kWが適当
 - 小規模な事業であっても、著しい環境影響が懸念される事業が存在すること等を鑑み、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた効果的・効率的な環境アセスメントの実施に向けた検討が必要等の結論が得られた。
- その後、令和3年10月に規模要件を変更する環境影響評価法施行令の一部を改正する政令を公布・施行。



<現行の環境影響評価法の対象となる風力発電事業規模>

第1種事業（環境影響評価必須）：5万kW以上

第2種事業（事業ごとに環境影響評価の必要を判断）：3.75万kW以上5万kW未満

風力発電所に係る環境アセスメントの状況（アセス手続を開始した事業数（年度ごと））※1

	令和2 年度	令和3 年度	令和4年 度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度
① 5万kW以上	65	41	48	16	21	11
② 3.75万kW以上5万kW 未満	10	1	11	12	7	3
③ 1万kW以上3.75万kW 未満	26	4	5※2	0	0	0
④ 0.75万kW以上1万kW 未満	0	1※2	0	0	0	0

※1 評価書確定通知までの段階で事業廃止したものを含む。

※2 環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第283号）附則による事業

<補足>

- 平成24年10月に風力発電所を環境影響評価法の対象事業に追加
- 令和3年10月に風力発電所の規模要件引上げ（第一種事業1万kW以上→5万kW以上、第二種事業0.75万kW以上→3.75万kW以上）

地方公共団体 条例対象規模一覧（風力）

	(i)	(ii)		(i)	(ii)		(i)	(ii)
北海道	1万kW	0.5万kW	滋賀県	0.15万kW		札幌市	0.15万kW	
青森県	1万kW	0.75万kW	京都府	0.15万kW		仙台市	0.5万kW等	
岩手県	0.75万kW		大阪府			さいたま市	5ha等	
宮城県	0.75万kW	0.5万kW (★)	兵庫県	0.15万kW等		千葉市	0.75万kW	
秋田県	1万kW等/75ha等		奈良県			横浜市	0.5万kW	0.38万kW
山形県	3.75万kW等		和歌山県	0.75万kW		川崎市	5万kW	
福島県	0.7万kW		鳥取県	0.15万kW		相模原市	0.5万kW等	
茨城県	0.75万kW		島根県	0.5万kW		新潟市	0.75万kW等	
栃木県			岡山県	0.15万kW		静岡市	0.1万kW等	
群馬県			広島県	0.5万kW		浜松市	0.75万kW	0.1万kW等
埼玉県	20ha		山口県	1万kW	0.5万kW	名古屋市	5万kW	
千葉県	0.75万kW		徳島県	0.75万kW	0.5万kW	京都市	0.15万kW	
東京都			香川県	0.5万kW		大阪市	50ha	
神奈川県	0.5万kW等		愛媛県	0.5万kW		堺市		0.15万kW (★)
新潟県			高知県	1万kW	0.5万kW	吹田市	5ha	
富山県	75ha等		福岡県	0.5万kW		神戸市	0.15万kW等	
石川県	1万kW	0.75万kW	佐賀県	0.35万kW		尼崎市		
福井県	1万kW	0.75万kW	長崎県	0.75万kW等/10基		岡山市	0.15万kW等	
山梨県	30ha	15ha	熊本県	0.5万kW		広島市	0.15万kW	
長野県	0.5万kW		大分県	0.75万kW	0.5万kW (★)	北九州市	0.5万kW	
岐阜県	0.15万kW		宮崎県	0.5万kW		福岡市	0.15万kW等	
静岡県	0.75万kW	0.1万kW等	鹿児島県	0.75万kW		熊本市	0.5万kW	0.25万kW
愛知県	0.75万kW		沖縄県	0.15万kW等				
三重県	0.75万kW							

※ 2026年1月時点。なお、風力発電事業として条例の対象としているもののほか、一定面積以上の土地開発として条例の対象としているものを含む。

※ (i) は、環境影響評価必須の規模の下限值。

※ (ii) は、環境影響評価を行うか個別に判定（スクリーニング）を行うもの、(i) の対象事業と比べて環境影響評価手続の一部が簡易なもの（★）等があり、その対象規模の下限值。

※ 「等」は、特定の地域に対して異なる基準を適用している場合を示す。

中央環境審議会答申（平成22年2月）

今後の環境影響評価制度の在り方について（答申）（平成22年2月22日 中央環境審議会）（抜粋）

Ⅱ．今後の環境影響評価制度の在り方

2．対象事業について

（5）風力発電施設への対応

近年我が国における風力発電施設の導入量は増加しており、地球温暖化対策の推進により、今後、民間事業者による大規模な風力発電事業の大幅な増加が予想される。

風力発電施設の設置に当たっては、騒音、バードストライク等の被害も報告されている。現在は、一部の地方公共団体において条例による環境影響評価が義務付けられている他、独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が作成したマニュアルによる自主的な環境影響評価が実施されているものの、条例以外による環境影響評価等を実施した風力発電設備設置者に対するアンケートにおいては、環境影響評価を実施した案件のうち約4分の1が住民の意見聴取手続を行っていないこと、また、NGOへのヒアリングにおいては、方法書・評価書案の縦覧を行わずに補助金の申請がなされている事例があること、といった課題が挙げられている。また、電気事業法（昭和39年法律第170号）の許認可を捉えて環境影響評価を実施することが可能である。**以上の点も踏まえ、風力発電施設の設置を法の対象事業として追加することを検討すべきである。**

なお、専門委員会における議論の中では、風力発電施設は風況の関係から適地も限られるため、条例やNEDOのマニュアルにより対応することが適切であるという意見もある。また、自然公園区域を管轄する個別法等の手続と法の手続が重複するような場合が出てくるかもしれず、整理が必要ではないかという意見もある一方、生物多様性保全の観点から自然公園区域では風力発電施設も含め規制されるべきという意見もある。

風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方

風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会 報告書
(平成23年6月 環境省総合環境政策局) (抜粋)

5. 風力発電事業に関する規模要件等について

5-2. 規模要件の水準について

〈風力発電事業についての規模要件の水準の設定に当たっての考え方や留意点〉

法の対象とすべき風力発電事業の規模要件の水準の設定に当たっての考え方や留意点について、次のとおり整理した。

(条例に基づく取組との関係)

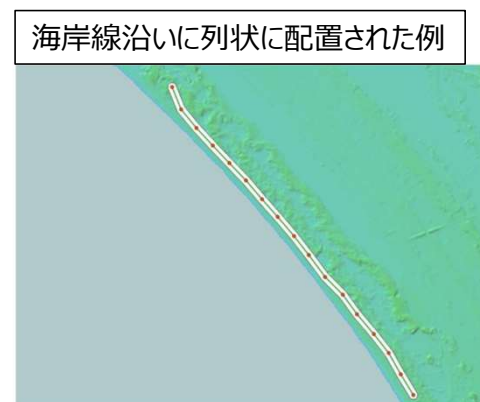
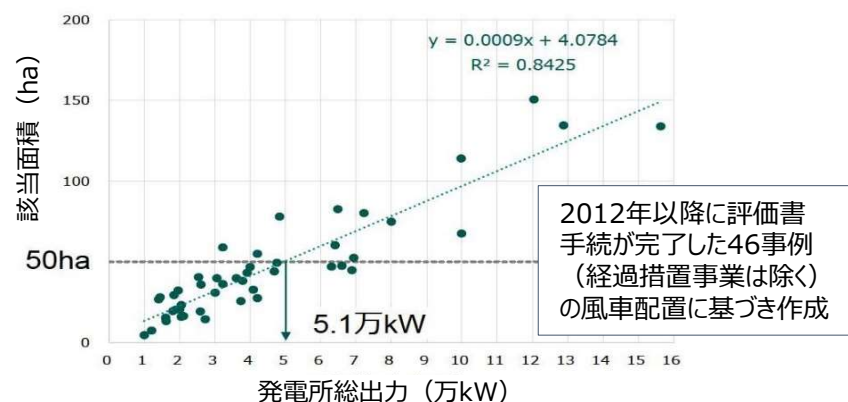
我が国の環境影響評価制度では、法対象とならない小規模の事業や法対象外の事業種について、各地方公共団体が地域の実情も踏まえながら必要に応じ条例において対象事業とすることにより、法と条例とが一体となって、より環境の保全に配慮した事業の実施を確保してきている。**風力発電事業の規模要件についても、一定の規模以上の事業を法の対象とし、それ以下の規模の事業は必要に応じて条例において対象とされるものである。このため、条例に基づく環境影響評価でもカバーされる部分があることから、法対象の水準は、条例の水準と比較してより大きな規模に設定すべきである。**一方で、他種の発電事業に関する法と条例の対応状況を踏まえると、例えば火力発電では約4分の1の地方公共団体で法対象未達の規模要件が定められておらず、同様に、風力発電事業を法対象に追加しても条例で対象事業として定められない場合が想定される。実際、環境省が地方公共団体に対して行ったアンケート調査によれば、風力発電事業を条例の対象としている又はその予定があるとの回答は約半数に留まった。法が我が国のナショナルミニマムとしての水準となることも考えると、法では適切な規模要件を設定する必要がある。

規模要件の見直しに関する検討

- 環境影響評価法の対象となる風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、最新の知見に基づき、適正な規模を検討した結果、第1種事業の適正な規模要件は5万kW以上との結論となった。

- 法の対象とすべき「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」としてとらえるべき風力発電所の規模について、他の対象事業との公平性等の観点も踏まえ、最新の知見に基づき、適正な規模を検討することが必要。
- 規模要件の見直しの具体的な考え方として、風力発電所は、設備を列状に配置することが多いことから、道路や鉄道と同様に線的な事業とみなし、列状に配置された各発電設備の中心を結んだ線から両側へそれぞれ50mの範囲の面積を想定。
面的事業の100haをメルクマールとしつつ、風力発電設備がタワー上でローターが回転するという構造であり、高さ方向の空間利用が大きいという事業特性も踏まえて、より厳しい50ha相当の出力規模を設定。この考え方に基づき、評価書手続きが終了した46事業について分析した結果、**第一種事業の適正な規模要件は5万kW以上**となった。
- **法対象とならない事業に対しては、地域の実情に応じて、条例による適切な手当がなされるよう、国として必要な支援を行うこと、また、引き続き、風力発電の特性に応じた環境影響評価の適正な制度及び運用のあり方について検討する必要。**

線的事業とみなした面積※と風力発電所の総出力の関係 ※ 列状に配置された各設備の中心を結んだ線から両側へそれぞれ50mの範囲



現行の法対象規模を下回る事業に係る効果的かつ効率的な環境配慮の確保 (令和7年3月中央環境審議会答申(抜粋))

III. 陸上風力発電の導入促進に当たって必要となる環境配慮の確保(抜粋)

2. 現行の法対象規模を下回る事業に係る効果的かつ効率的な環境配慮の確保

環境影響評価法において対象とされている事業は、その事業の規模、すなわち土地改変面積や出力(発電所の場合)と、環境影響の程度との間に正の相関関係があり、事業の規模が小さい場合には、環境影響の程度も小さくなることが一般的である。

一方で、風力発電事業については、事業そのものの特殊性として、風車(ブレードタワー)自体が環境影響の要因となっており、事業の規模(出力)の大小ではなく、風車を設置する場所の環境によって、環境影響の程度が大きく左右される。そのため、**他の事業とは異なり、風力発電事業では、現行の法対象規模未満(3.75万kW未満)の事業であっても、立地によっては、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあることが課題となっている。**

こうした事業に係る環境配慮の確保に当たっては、地方公共団体の条例のみに対応を委ねるのではなく、法に基づく環境影響評価手続を通し、国が積極的に関与していくことが求められる。**具体的な措置としては、例えば、法に基づく風力発電事業に係る第二種事業の規模要件を引き下げ、3.75万kWを下回る事業に対し、既に電気事業法に基づき実施されているような簡易な方法による環境影響評価の実施を課し、スクリーニングを通じ、立地により、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものを法に基づく環境影響評価手続の対象とすることが想定される。**

中央環境審議会アセス小委・風力アセス小委における審議

1. 検討経緯

(環境影響評価制度全体の在り方に関する検討の必要性)

- 環境影響評価法は、1997年に成立した後、2011年に改正され、2013年に改正法が完全施行されている。
- 改正法の附則において、「政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律による改正後の環境影響評価法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」こととされており、改正法の施行から10年以上が経過したことから、当該附則に基づく見直しに向けた検討が必要な時期を迎えている。
- 2024年10月に中央環境審議会に対し、「今後の環境影響評価制度の在り方について」の諮問がなされた。

(陸上風力発電事業に係る環境影響評価制度の在り方に関する検討の必要性)

- **風力発電事業は、環境影響評価手続の件数が増加傾向にあり、2050年ネット・ゼロの実現に向け、今後も更なる導入拡大が期待されることから、2023年9月に中央環境審議会に対し、「風力発電事業に係る環境影響評価の在り方について」の諮問がなされた。**
- 2024年3月に風力発電事業のうち、洋上風力発電事業に係る環境配慮の在り方が一次答申として取りまとめられた。また、当該一次答申では、風力発電事業全体に係る制度の在り方について結論を出すべく、陸上風力発電事業に関しても、検討を進める必要性がある旨の指摘がなされている。
- 陸上風力発電事業については、2021年に閣議決定された規制改革実施計画においても、「効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応の在り方」について検討を進めていくことが必要とされている。

2. 中央環境審議会の開催状況

- 陸上風力発電事業に係る環境影響評価制度を含む今後の環境影響評価制度全体の在り方について検討を行うため、2024年11月より、中央環境審議会 総合政策部会「環境影響評価制度小委員会」（アセス小委）及び「風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する小委員会」（風力アセス小委）を開催。
- その後、両小委員会における審議を経て、**2025年3月に、中央環境審議会から環境大臣に対し、答申がなされた。**

<中央環境審議会 アセス小委・風力アセス小委の開催実績>

日時	議題	備考
2024年11月1日	開催経緯、審議の進め方、制度の施行状況、前回改正のフォローアップ等について	両小委を合同開催
2024年11月6日	関係団体等へのヒアリング	両小委を合同開催
2024年11月18日・21日	環境影響評価制度の課題と対応の方向性について（論点整理）	各小委を個別開催
2024年12月12日	答申（案）について	両小委を合同開催
2025年2月3日	答申（案）について	両小委を合同開催

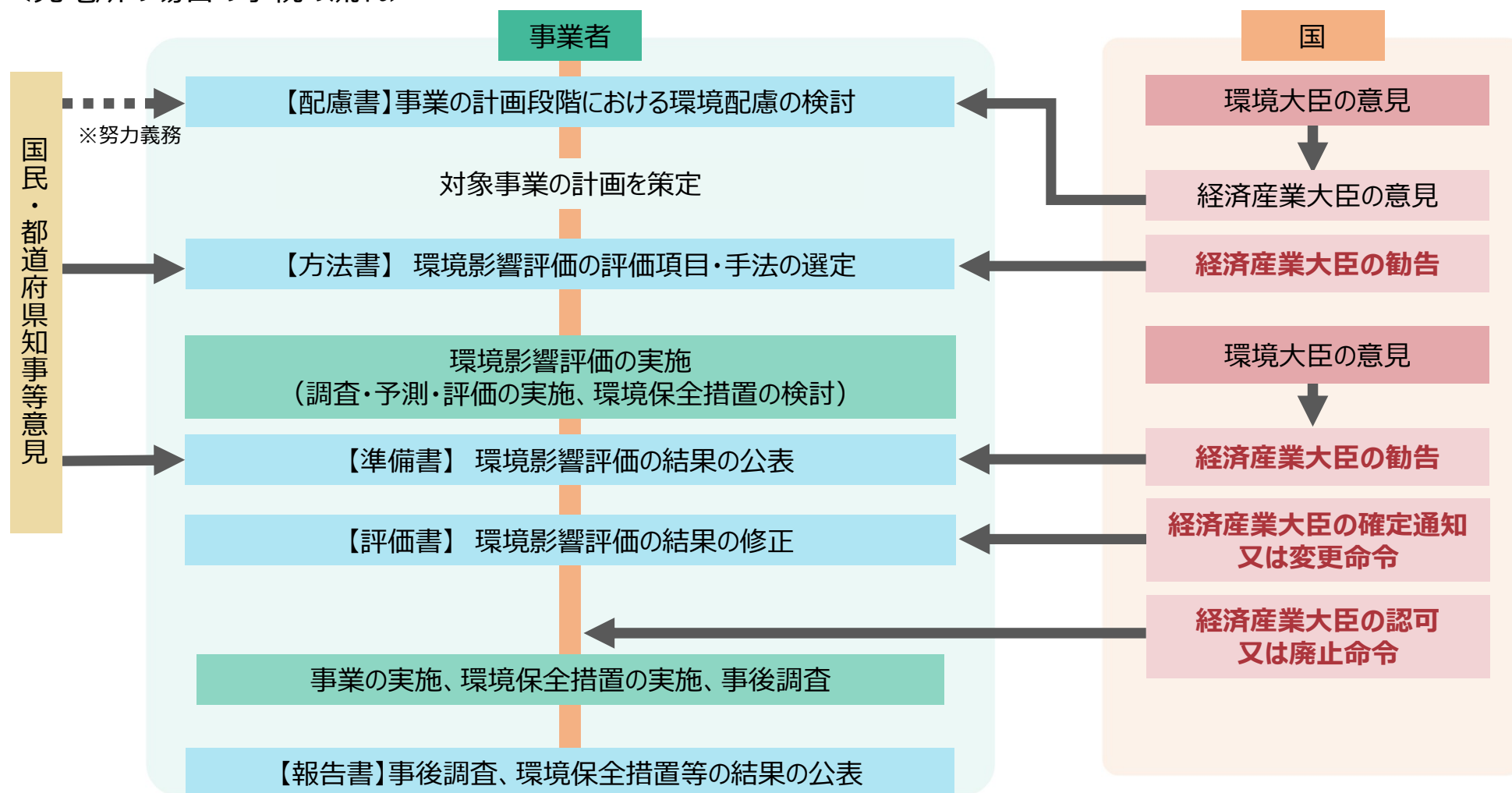
(※) 2024年12月25日～2025年1月23日まで、答申（案）に関するパブリックコメントを実施。

その他関連資料
(環境影響評価法関連基礎資料)

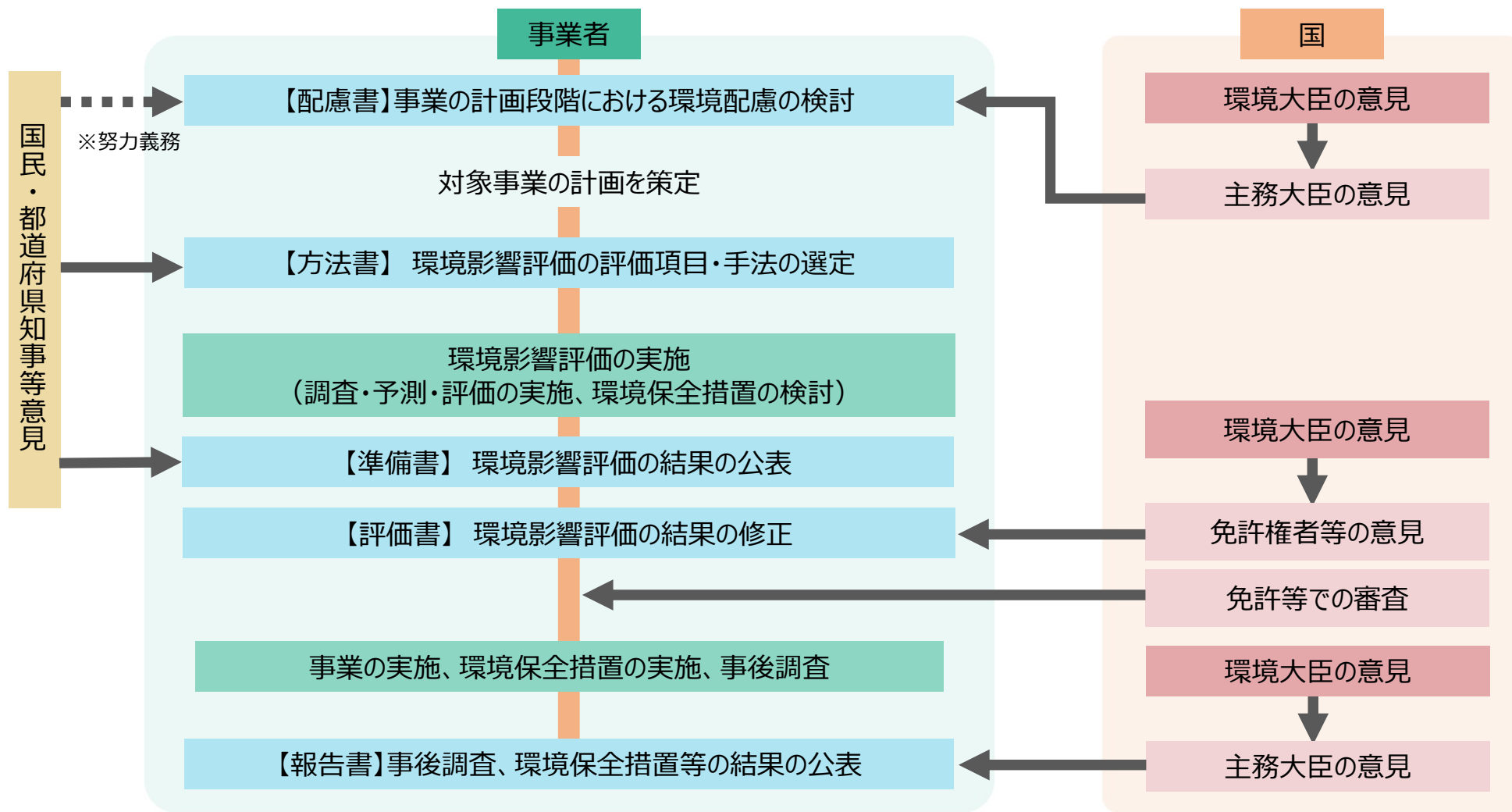
環境影響評価法及び電気事業法に基づく発電所に係る環境影響評価手続

- 発電所に係る環境影響評価手続では、環境影響評価法に基づく規定に加え、電気事業法に基づく特例が適用されることにより、手続の各段階において、国による規制監督の強化等に係る規定が設けられている。

＜発電所の場合の手続の流れ＞



発電所以外の環境影響評価法に基づく環境影響評価手続



第2種事業とは

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「第一種事業」とは、次に掲げる要件を満たしている事業であって、規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。次項において同じ。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

一・二（略）

3 この法律において「第二種事業」とは、前項各号に掲げる要件を満たしている事業であって、**第一種事業に準ずる規模（その規模に係る数値の第一種事業の規模に係る数値に対する比が政令で定める数値以上であるものに限る。）**を有するもののうち、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定（以下単に「判定」という。）を第四条第一項各号に定める者が同条の規定により行う必要があるものとして政令で定めるものをいう。

4・5（略）

環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）（抄）

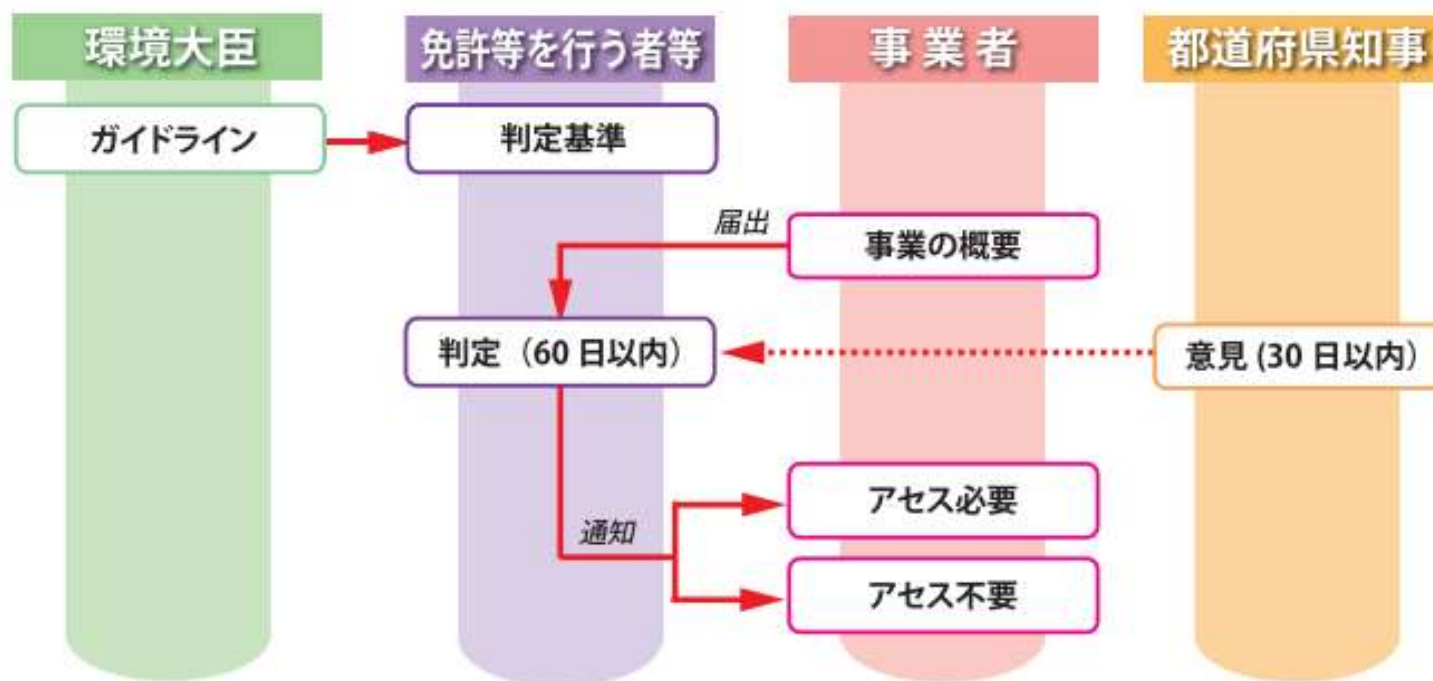
（第二種事業の規模に係る数値の比）

第六条 法第二条第三項の政令で定める数値は、〇・七五とする。

第2種事業に係る判定

- 環境影響の大きさは事業の規模だけで決まるものではないことから、環境影響評価が必須の第1種事業に準ずる規模である第2種事業に該当する場合は、事業の免許等を行う者（発電事業であれば経済産業大臣）が環境影響評価を行うかどうかを個別に判定（スクリーニング）することとしている。
- 判定に当たっては、地域の情報を保有している都道府県知事の意見を勘案することとしている。

＜判定（スクリーニング）の手続＞



環境影響評価法と条例との関係

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）（抄）

（条例との関係）

第六十二条 この法律の規定は、地方公共団体が次に掲げる事項に関し条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

- 一 第二種事業及び対象事業以外の事業に係る環境影響評価その他の手続に関する事項
- 二 第二種事業又は対象事業に係る環境影響評価についての当該地方公共団体における手続に関する事項（この法律の規定に反しないものに限る。）

【参考】今後の環境影響評価制度の在り方について（答申）（平成9年2月中央環境審議会）（抄）

1 0. 国と地方公共団体の関係

（1）国の制度と地方公共団体の制度の調整

国の制度においては、国の立場からみて一定の水準が確保された環境影響評価を実施することにより環境保全上の配慮をする必要があり、かつ、そのような配慮を国として確保できる事業を対象とすることとし、**国の制度の対象事業については、国の手続と地方公共団体の手続の重複を避けるため、国の制度による手続のみを適用することが適当である。ただし、スコーピング段階、準備書段階などにおいて地方公共団体の意見を聴取することにより、地域の自然的社会的特性に応じた環境影響評価が実施されるよう、制度の運用面における配慮を行うことが適切である。**

（2）国の制度における地方公共団体の役割

国の制度において、**地方公共団体は、地域の環境保全に関する事務を所掌し、地域の環境について広範な情報を保有する立場**から、関連情報を提供し、準備書等に意見を述べるとともに、住民への周知手段を有し、その利用の便宜を図り得る立場から、事業者等が行う準備書等の周知に協力することが期待される。

地方公共団体における環境影響評価条例の制定状況

- 各地方公共団体が制定する環境影響評価条例では、地域の実情に応じ、法対象事業の規模要件を満たさない事業や、法対象となっていない事業種を含めた、幅広い事業が手続の対象とされている。
- このように、我が国の環境影響評価制度は、国と地方公共団体の適切な役割分担の下、法と条例が一体となって、適正な環境配慮の確保に貢献してきた経緯がある。

都道府県及び政令市（※）における条例制定状況

制定時期	都道府県	政令市（※）
平成9年6月以前 （環境影響評価法制定前）	北海道、埼玉県、東京都、神奈川県、岐阜県、兵庫県（6都道県）	川崎市（1市）
平成9年6月～平成13年3月末 （環境影響評価法制定直後）	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、新潟県、富山県、福井県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県（40府県）	札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、吹田市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市（12市）
平成14年4月～平成23年3月末	石川県（1県）	さいたま市、新潟市、堺市、尼崎市（4市）
平成23年4月以降 （環境影響評価法平成23年改正以降）	—	相模原市、静岡市、浜松市、岡山市、熊本市（5市）

※環境影響評価法第10条第4項においては、政令で定める市（政令市）の長が、方法書及び準備書について、事業者に対して直接意見を述べるができることとされており、政令市は令和8年1月時点で計22市。